

## はじめに



府中市では、令和2年に「オール府中で支え合い、誰もがつながる地域づくり」を基本理念とした「地域福祉計画」を策定し、「支え手」「受け手」に分かれることなく、多様性を認め、ともに支え合い、誰もがつながる地域づくりを通じて、誰も取り残さない地域づくりの実現を目指してまいりました。

この間、人口減少や少子高齢化、価値観やライフスタイルの多様化等の進展により、地域の関係の希薄化が進み、8050問題やヤングケアラー、生活困窮など、複数の分野からの支援を必要とする複合的な課題が顕在化しており、地域や行政が一体となって課題に取り組むことが求められています。つまり、市民、町内会、事業者、関係機関等、多様な主体が地域の課題を自分事として捉え、ともに取り組んでいくことが何よりも重要であるということです。

こうした背景を踏まえ、このたび策定いたしました「第4次府中市地域福祉計画」では、地域福祉推進の根本となる基本理念・基本目標を前回計画から踏襲しつつ、近年の課題に対応するための新たな取組を盛り込みました。また、地域で暮らすあらゆる人が自分らしく安心して生活できるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」を包含させ、福祉施策全般の方向性を示すことで、これらを総合的・横断的に推進し、地域の福祉力の向上を図ってまいります。

市民の皆様には、これまで以上に地域に目を向けられ、積極的な関わりをいただくようご理解とご協力をお願い申し上げ、これまで築き上げてきた成果を生かし、地域福祉の推進に全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、慎重なるご審議をいただきました「府中市地域福祉計画策定委員会」委員の皆様をはじめ、アンケート調査や団体ヒアリング等で貴重なご意見を賜りました皆様に、心からお礼申し上げます。

令和7年3月

府中市長 小野 申人

# 目 次

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画策定にあたって</b>           | <b>1</b>  |
| 1 計画策定の趣旨                      | 1         |
| 2 国の動向について                     | 2         |
| 3 地域福祉計画と地域福祉活動計画について          | 3         |
| (1) 地域福祉計画                     | 3         |
| (2) 地域福祉活動計画                   | 4         |
| 4 関連する計画について                   | 5         |
| (1) 計画の位置づけ                    | 5         |
| (2) 成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画の包含 | 6         |
| 5 計画の策定                        | 7         |
| (1) 策定体制                       | 7         |
| (2) アンケート調査の実施                 | 7         |
| (3) パブリックコメントの実施               | 7         |
| 6 計画の期間                        | 7         |
| 7 地域福祉における圏域について               | 8         |
| <b>第2章 地域福祉に関する現状と課題</b>       | <b>9</b>  |
| 1 人口や世帯の状況                     | 9         |
| (1) 年齢3区分別人口の推移                | 9         |
| (2) 出生数と死亡数の推移                 | 9         |
| (3) 転入数と転出数の推移                 | 10        |
| (4) 世帯数の推移                     | 11        |
| 2 支援を必要とする市民の状況                | 11        |
| (1) 高齢者のみの世帯数の推移               | 11        |
| (2) 要支援・要介護等認定者の推移             | 12        |
| (3) 障害者数の推移                    | 13        |
| (4) 生活保護受給者世帯数及び受給者数           | 13        |
| (5) 児童扶養手当受給者数の推移              | 15        |
| 3 地域の状況                        | 15        |
| (1) 広島県府中市社会福祉協議会              | 15        |
| (2) 地区社会福祉協議会                  | 15        |
| (3) 町内会                        | 16        |
| (4) 府中市民生委員児童委員協議会             | 16        |
| (5) 府中市人権擁護委員協議会               | 16        |
| (6) 府中市老人クラブ連合会                | 17        |
| 4 アンケート調査の概要                   | 18        |
| (1) 調査概要                       | 18        |
| <b>第3章 計画の基本的な考え方</b>          | <b>32</b> |
| 1 計画の基本的な考え方                   | 32        |
| (1) 基本理念                       | 32        |
| (2) 基本目標                       | 33        |
| 2 施策体系                         | 35        |

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| <b>第4章 施策の展開</b>             | <b>36</b> |
| <b>基本目標1 地域福祉推進体制づくり</b>     | <b>36</b> |
| (1) 地域福祉の意識づくり               | 36        |
| (2) 地域福祉活動の担い手づくり            | 38        |
| (3) 地域活動の充実                  | 40        |
| <b>基本目標2 ふれあい・支え合いの地域づくり</b> | <b>42</b> |
| (1) 地域の見守りや交流の促進             | 42        |
| (2) 地域における防災・防犯活動の強化         | 44        |
| (3) 関係機関との連携強化               | 46        |
| <b>基本目標3 安心して暮らせるまちづくり</b>   | <b>48</b> |
| (1) 取り残さない支援体制の整備            | 48        |
| (2) 権利擁護等の推進体制の充実            | 51        |
| (3) すべての人に優しいまちづくり           | 53        |
| <b>第5章 府中市成年後見制度利用促進基本計画</b> | <b>55</b> |
| 1 計画策定の背景と趣旨                 | 55        |
| 2 成年後見制度に関する現状               | 56        |
| (1) 成年後見制度の周知に関する現状          | 56        |
| (2) 成年後見制度の利用意向に関する現状        | 56        |
| 3 今後の方向性                     | 58        |
| 基本目標1 成年後見制度に関する理解の促進        | 58        |
| 基本目標2 成年後見制度を利用しやすい支援体制の整備   | 58        |
| 基本目標3 地域連携ネットワークの構築          | 59        |
| <b>第6章 府中市再犯防止推進計画</b>       | <b>60</b> |
| 1 計画策定の背景と趣旨                 | 60        |
| 2 再犯防止に関する現状                 | 60        |
| (1) 再犯防止の取組の認知度              | 60        |
| (2) 再犯防止への考え                 | 61        |
| 3 今後の方向性                     | 63        |
| 基本目標1 働く場や住まいの確保             | 63        |
| 基本目標2 福祉的な支援の充実              | 64        |
| 基本目標3 青少年の健全育成及び非行の防止        | 65        |
| 基本目標4 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進 | 66        |
| <b>第7章 計画の推進</b>             | <b>67</b> |
| 1 計画の推進体制                    | 67        |
| (1) 市民の役割                    | 67        |
| (2) 行政の役割                    | 67        |
| (3) 社会福祉協議会の役割               | 67        |
| 2 計画の進行管理・評価                 | 68        |
| <b>資料編</b>                   | <b>69</b> |
| 1 府中市地域福祉計画策定委員会設置要綱         | 69        |
| 2 地域福祉活動計画策定委員名簿             | 70        |
| 3 第4次府中市地域福祉計画 策定経過          | 71        |
| 4 用語解説                       | 72        |



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

これまで日本の社会保障制度では、現金給付や福祉サービス等の現物給付による公的なサービスの量的拡大と質的发展を実現し、生活保障やセーフティネットの機能が大きく進展してきました。しかし、近年の少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化等により、個人や世帯が抱える社会的リスク等地域における福祉課題は複雑化・多様化しており、これまでの支援制度では対応できない複合的な課題の顕在化が進んでいます。また、人口減少により地域活動等の担い手は不足しており、地域社会から連帯や相互扶助などの意識が希薄化する中で、地域社会の共同体機能が弱まってきています。

国では、平成30年施行の改正社会福祉法において、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超越、相互の支え合いの中で安心して暮らしていける「地域共生社会」の実現を目指す理念を示しました。その後、令和3年施行の改正社会福祉法では、住民の複雑化・多様化する支援ニーズに対応するための「相談支援」「地域づくり」「地域参加」を一体的に推進する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。今後は、課題を抱える個人や世帯への包括的な支援体制の構築とともに地域のつながりづくりを進めることで、誰もが自分らしく地域の中で支え合いながら暮らしていける地域共生社会の実現を目指すことが重要です。

本市では、令和2年3月に「第3次府中市地域福祉計画」を策定し、「オール府中で支え合い、誰もがつながる地域づくり」を計画の理念に掲げ、地域の様々な主体のつながりによって孤立を防ぐこと、不安や困りごとを支える人の早期発見と支援につなげるためのネットワークを構築することを目指してきました。「第3次府中市地域福祉計画」の策定から5年が経過し、認知症高齢者や高齢単身世帯の増加、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど複数の分野にわたる課題の顕在化など、社会情勢が大きく変化する中で、支援を必要とする人たちを地域社会全体で支える体制を整備することの重要性は高まっています。こうした状況を踏まえ、行政だけでなく地域のあらゆる主体と連携しながら、複合的な課題や変化する支援ニーズに対応していくために、新たな「第4次府中市地域福祉計画」を策定します。

本計画は、総合計画の方針を踏まえ、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の各分野が連携し、本市の地域福祉の充実を図ることを目的として策定するものです。本計画に基づき、行政、地域住民、福祉関係者、企業等の協働により、さらなる地域福祉の充実を図り、地域住民がお互い支え合いながら、市民自らがつくる「地域共生社会」の実現を目指します。



## 2 国の動向について

平成 27 年に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が示され、その後平成 28 年の「ニッポン一億総活躍プラン」において、国民の誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現が掲げられました。平成 29 年には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法の一部が改正され、平成 30 年 4 月に施行されました。この改正により、これまで「高齢者」「障害者」「子ども・子育て世代」といった属性ごとに策定されていた計画の内容について、共通する事項を地域福祉計画に盛り込むことで、福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。

令和 2 年 6 月公布の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律では、市町村における包括的な支援体制構築のための支援が規定され、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援と、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する重層的支援体制整備事業が、社会福祉法に基づき新たに創設されました。

令和 2 年以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とし、社会に内在していた孤独・孤立の問題の顕在化・深刻化が進みました。こうした状況を受けて、国では令和 3 年度から「孤独・孤立対策の重点計画」を策定し、令和 5 年に「孤独・孤立対策推進法」が公布されました。

|         | 法律・通知関係                                                                                                   | 報告書・会議関係                                                                                               |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 27 年 | ・「生活困窮者自立支援法」施行                                                                                           | ・「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」公表                                                                               |
| 平成 28 年 | ・「再犯防止推進法」施行<br>・「成年後見制度利用促進法」施行<br>・厚生労働省通知「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」                                   | ・「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定<br>・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置<br>・地域における住民主体の課題解決力強化<br>・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）設置 |
| 平成 29 年 | ・「社会福祉法」一部改正<br>・地域福祉計画策定ガイドライン提示                                                                         | ・「地域力強化検討会最終とりまとめ」公表                                                                                   |
| 平成 30 年 | ・厚生労働省通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」                                                                  |                                                                                                        |
| 令和 元年   | ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行                                                                          | ・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ                                                           |
| 令和 2 年  | ・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布                                                                        |                                                                                                        |
| 令和 3 年  | ・厚生労働省通知「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の一部を改正する件について」<br>・「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（地域福祉計画策定ガイドライン）」改正 | ・「孤独・孤立対策の重点計画」閣議決定                                                                                    |
| 令和 4 年  | ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布<br>・「こども基本法」公布                                                                 | ・「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定<br>・「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」まとめ                                               |
| 令和 5 年  | ・「孤独・孤立対策推進法」公布<br>・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」公布                                                             | ・「第二次再犯防止推進計画」閣議決定                                                                                     |

### 3 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

#### (1)地域福祉計画

「地域福祉計画（市町村地域福祉計画）」とは、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」のために、同法第107条の規定に基づき策定するものです。

住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等を整備するための計画です。福祉に関する計画は、従来「高齢者」「障害者」「児童福祉」等の対象ごとに個別に策定されてきました。しかし「地域福祉計画」は、「地域」という視点でこれらの個別計画に共通する課題を整理し、住民とともに、地域で支援を要する様々な人の生活を支えていくことを目指す計画です。

#### 【改正「社会福祉法」(抜粋)】

##### (地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

##### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

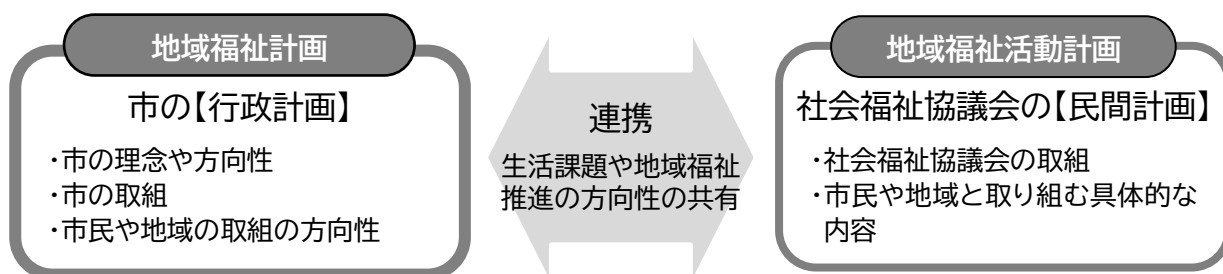
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## (2)地域福祉活動計画

「地域福祉計画」が行政の計画であるのに対して、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって、地域福祉の推進のために策定する活動・行動計画と位置づけられています。

「地域福祉活動計画」は、「社会福祉法人広島県府中市社会福祉協議会地域福祉活動計画」が策定されており、地域福祉活動計画は「地域福祉計画」を推進・補完する計画の意味も併せ持っています。前「地域福祉活動計画」（令和2～6年度）を継続しつつ、地域福祉の推進を図るため、新たな「地域福祉活動計画」（令和7～11年度）を策定しています。

地域福祉の推進にあたっては、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」が連携・協働し、行政等による公的な福祉サービスと市民による福祉活動、民間の福祉サービス機関・団体等による活動が一体となり、包括的に支援していく仕組みをつくり、地域福祉を計画的かつ効率的に展開していくことが重要となります。





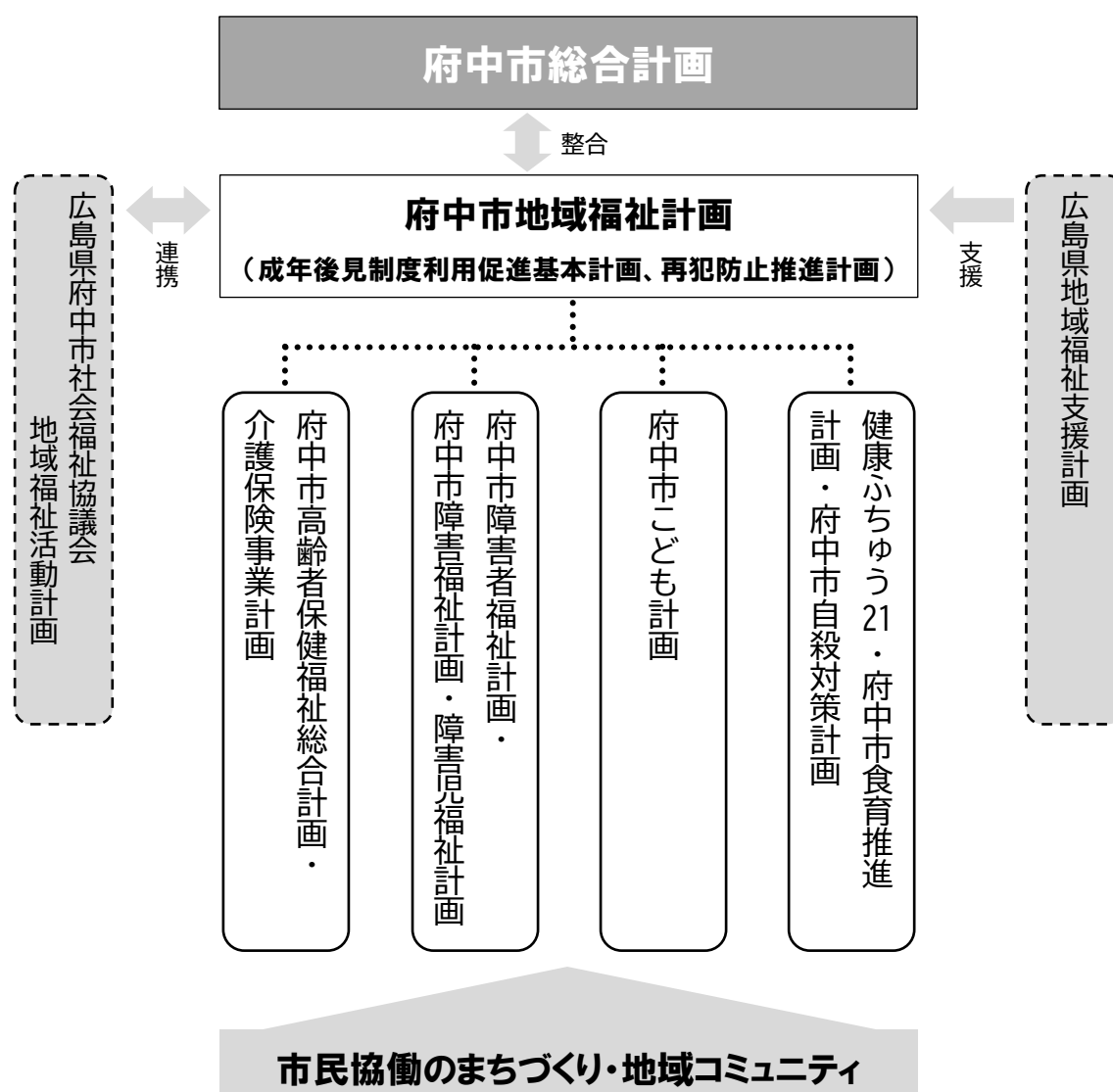
## 4 関連する計画について

### (1)計画の位置づけ

「第4次府中市地域福祉計画」は、市政運営の基本理念である「府中市総合計画」の部門別計画としての性格を持っています。

また、高齢者、障害者、児童等の福祉に関連する本市の分野別計画と整合や連携を図りながら、これらの既存計画を横断的に接続する計画として、市民主体のまちづくりや市民協働を促し、市民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

本市では、地域福祉の基本理念や施策の方向性を共有しながら、市と社会福祉協議会とが連携し、地域の社会資源と社会福祉協議会のノウハウを活かしながら実践に移せるよう、本計画を策定しました。



## (2)成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画の包含

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

### 【「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(抜粋)】

#### (基本理念)

第3条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関(法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。)、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

#### (市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

### 【「再犯の防止等の推進に関する法律」(抜粋)】

#### (基本理念)

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰することが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

#### (地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## 5 計画の策定

計画の策定にあたっては、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めました。

### (1)策定体制

地域福祉に関する事項を審議するため、地域団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、医療、福祉に関する団体等で構成する「府中市地域福祉計画策定委員会」を設置し、策定を進めました。

また、庁内の関係課・社会福祉協議会で構成する「府中市地域福祉計画策定ワーキンググループ会議」を設置し、関係施策等の調整を行いました。

### (2)アンケート調査の実施

本市に在住する市民を対象として、地域の付き合いの状況や地域福祉活動の参加状況、地域福祉についての意識等を把握するため、令和6年8月にアンケート調査を実施しました。

### (3)パブリックコメントの実施

計画に市民の意見を反映させるために、令和6年12月～令和7年1月にパブリックコメントを実施しました。

## 6 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画の期間とします。

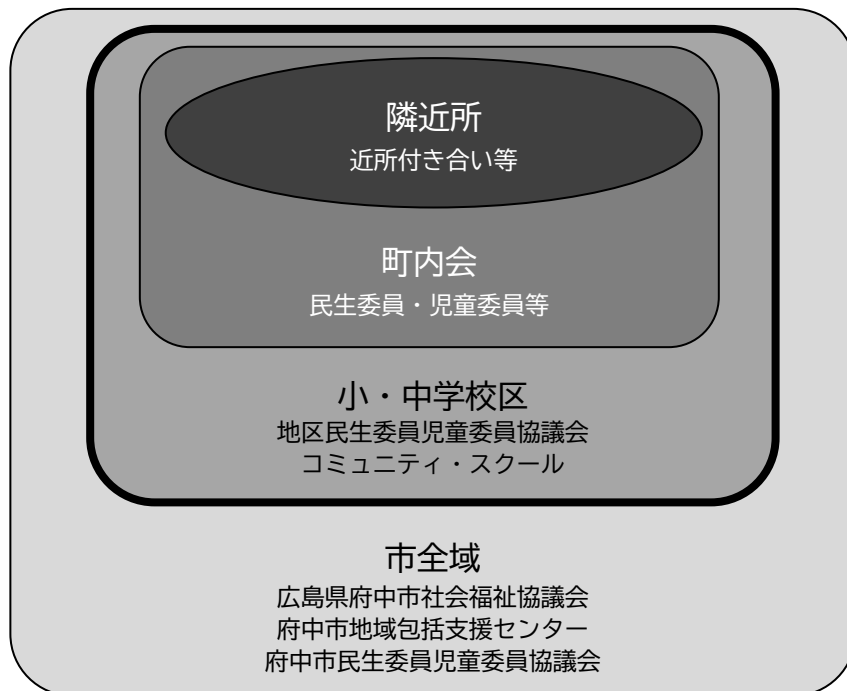
また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

| 計画名                      | 令和2<br>年度  | 令和3<br>年度  | 令和4<br>年度 | 令和5<br>年度 | 令和6<br>年度  | 令和7<br>年度     | 令和8<br>年度 | 令和9<br>年度  | 令和10<br>年度 | 令和11<br>年度 |
|--------------------------|------------|------------|-----------|-----------|------------|---------------|-----------|------------|------------|------------|
| 地域福祉計画                   | 第3次        |            |           |           |            | 第4次(令和7～11年度) |           |            |            |            |
| 総合計画                     | 第5次        |            |           |           |            |               |           |            |            |            |
| 高齢者保健福祉総合計画・<br>介護保険事業計画 | 第7期        | 第8期        |           |           | 第9期        |               |           | 第10期       |            |            |
| 障害者福祉計画                  | 第3期        |            |           |           |            |               |           | 第4期        |            |            |
| 障害福祉計画・<br>障害児福祉計画       | 第5期<br>第1期 | 第6期<br>第2期 |           |           | 第7期<br>第3期 |               |           | 第8期<br>第4期 |            |            |

| 計画名                                  | 令和2<br>年度 | 令和3<br>年度 | 令和4<br>年度 | 令和5<br>年度 | 令和6<br>年度 | 令和7<br>年度 | 令和8<br>年度 | 令和9<br>年度 | 令和10<br>年度 | 令和11<br>年度 |
|--------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 子ども・子育て支援事業計画<br>(令和7年度以降は<br>こども計画) | 第2期       |           |           |           |           | 第3期       |           |           |            |            |
| 地域福祉活動計画                             | 令和2～6年度   |           |           |           |           | 令和7～11年   |           |           |            |            |

## 7 地域福祉における圏域について

地域福祉活動は、隣近所で行われる圏域（向こう三軒両隣）から、市全域で行われる圏域までのいくつかの階層に分かれています。様々な機関や団体がこれらの階層においてそれぞれの機能を発揮するとともに、階層を超えて情報共有や連携が重層的かつ柔軟に行われることで、地域福祉の推進が図られるものです。

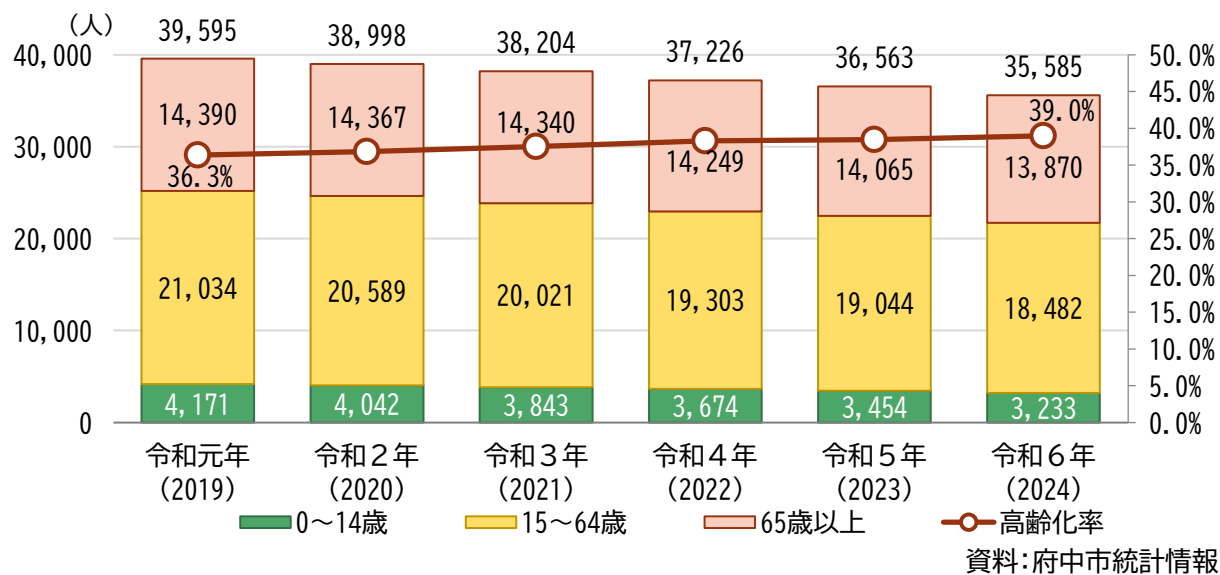


## 第2章 地域福祉に関する現状と課題

### 1 人口や世帯の状況

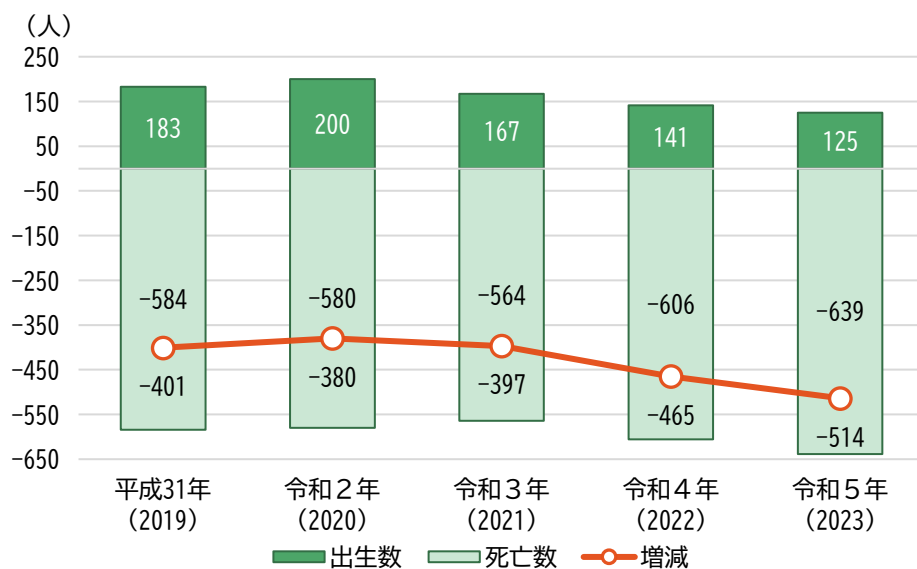
#### (1) 年齢3区分別人口の推移

令和6年の人口は35,585人となっており、年々減少傾向にあります。年少人口、生産年齢人口とともに高齢者人口も減少傾向にありますが、総人口の減少に伴い、高齢化率は増加傾向となっています。



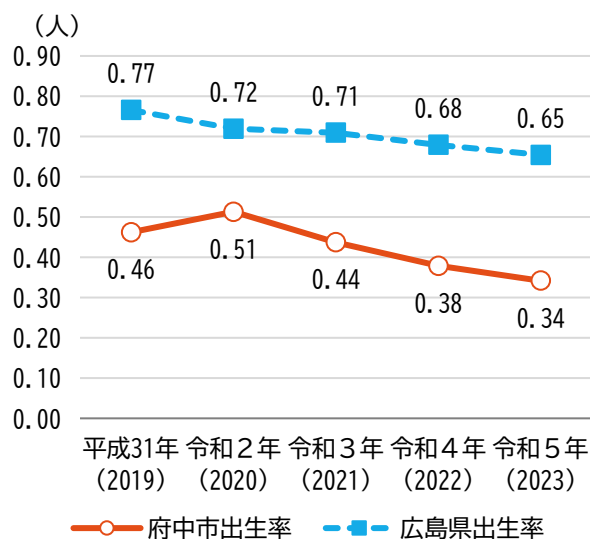
#### (2) 出生数と死亡数の推移

出生数は令和2年以降減少傾向にあり、令和5年には125人となっています。死亡数が出生数を上回る状況が続いており、自然減となっています。

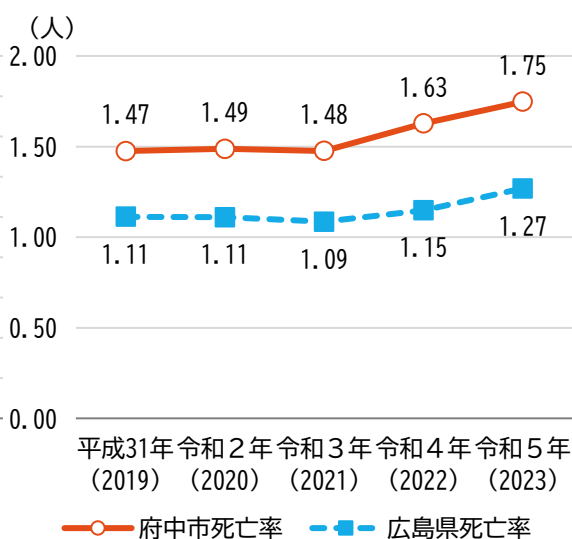


出生率と死亡率を県と比較すると、出生率は県より低く、死亡率は県より高い状況が続いています。

【出生率】



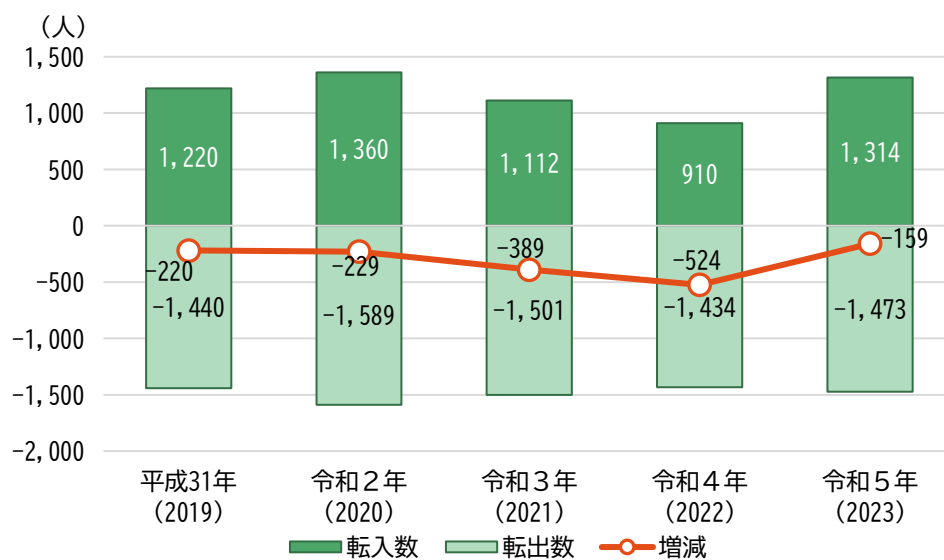
【死亡率】



資料:人口動態統計

### (3)転入数と転出数の推移

転入数と転出数の推移をみると、転出数が転入数を上回る状況が続いており、社会減となっています。

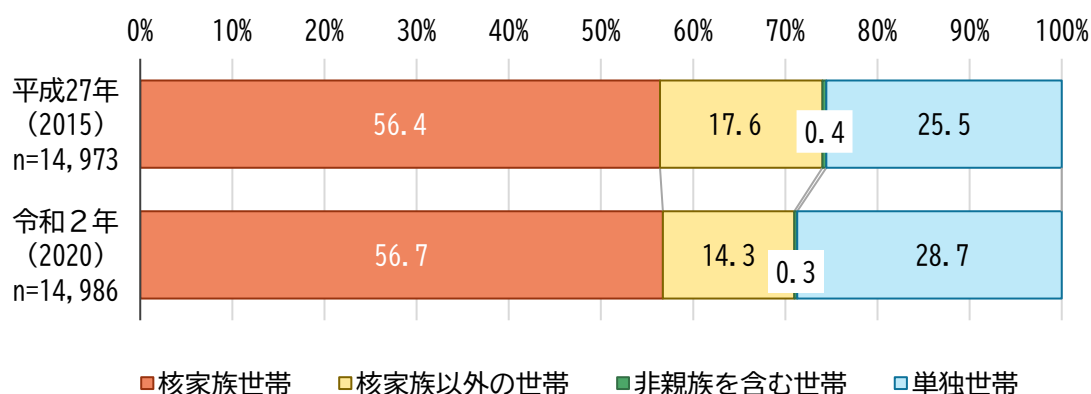


資料:人口動態統計

## (4)世帯数の推移

令和2年の世帯構成をみると、核家族世帯が過半数となっています。

平成27年と比較すると、単独世帯の割合がやや増加しています。



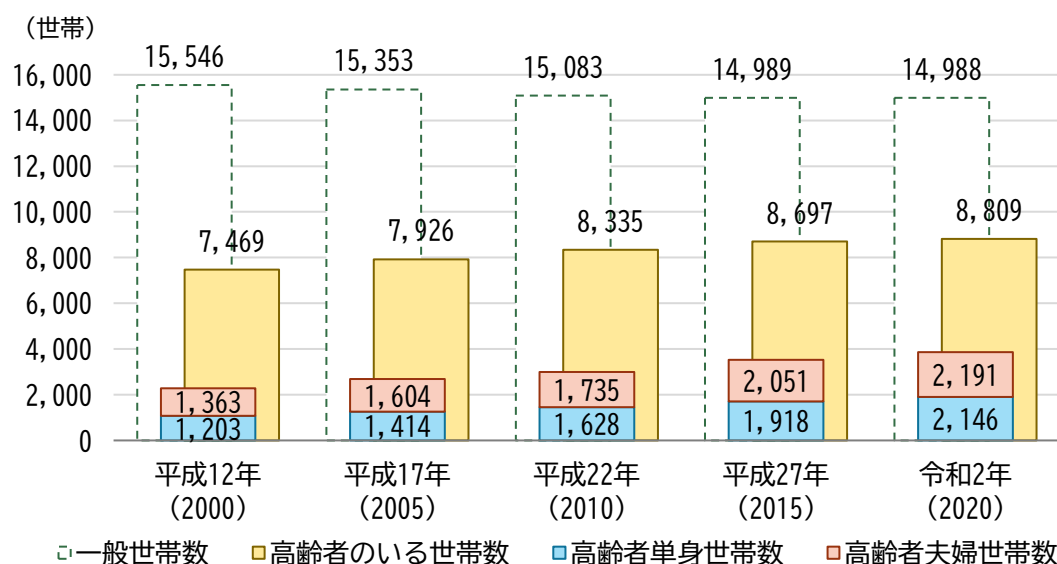
## 2 支援を必要とする市民の状況

### (1)高齢者のみの世帯数の推移

一般世帯数は減少傾向にあり、令和2年では14,988世帯となっています。高齢者のいる世帯は、令和2年では8,809世帯となっており、増加傾向で推移しています。

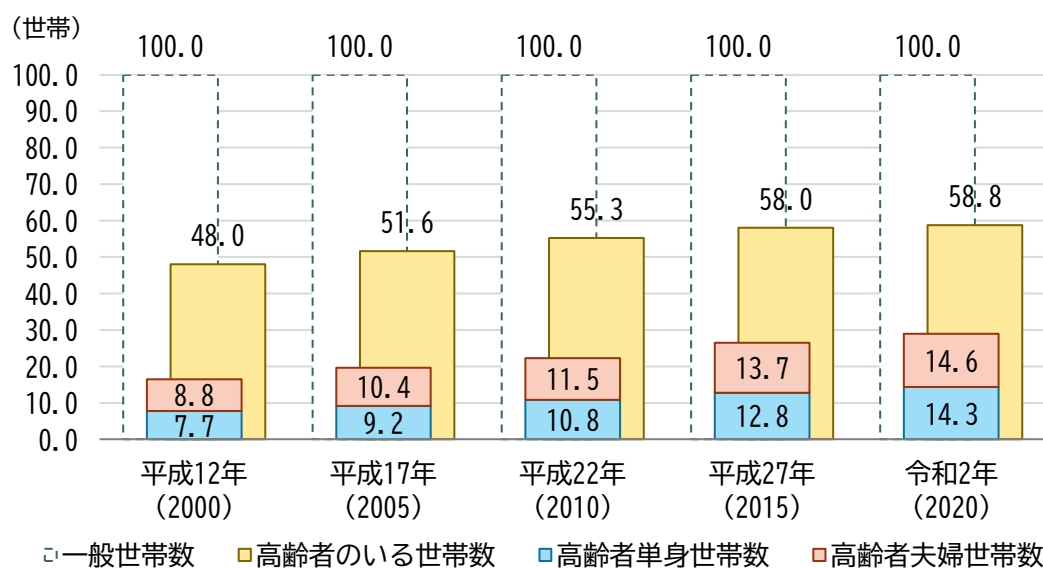
構成比をみると、高齢者のいる世帯は一般世帯のうち6割弱を占めています。高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯も年々増加しており、令和2年では一般世帯のうち28.9%が高齢者のみの世帯となっています。

【一般世帯数・高齢者のいる世帯数の推移】



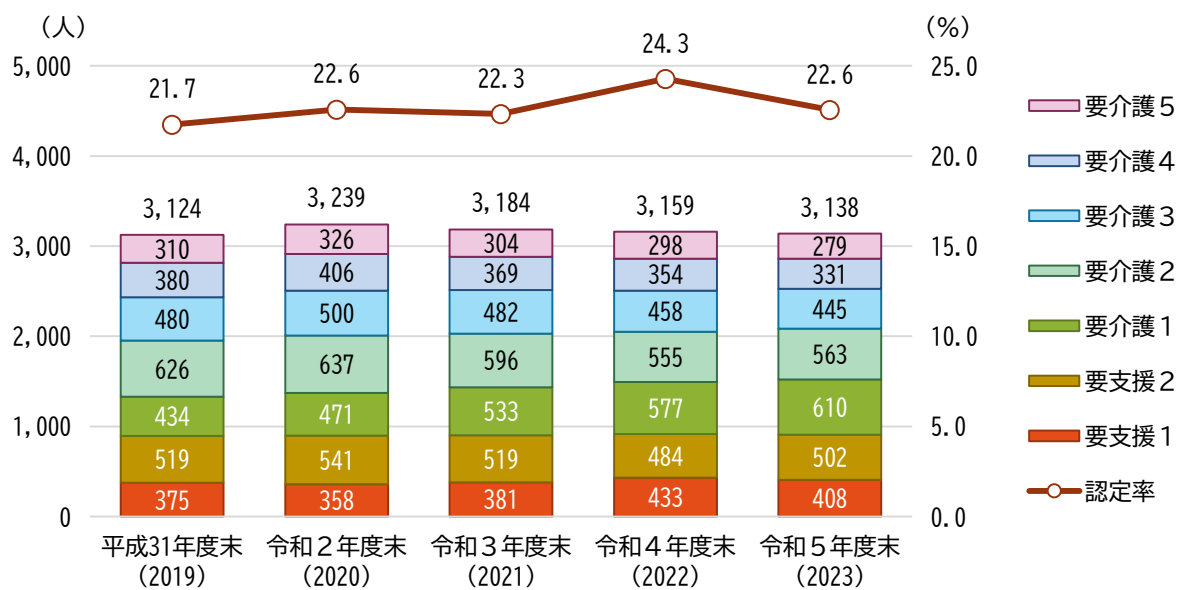
資料: 国勢調査

## 【一般世帯数・高齢者のいる世帯数(構成比)の推移】



## (2)要支援・要介護等認定者の推移

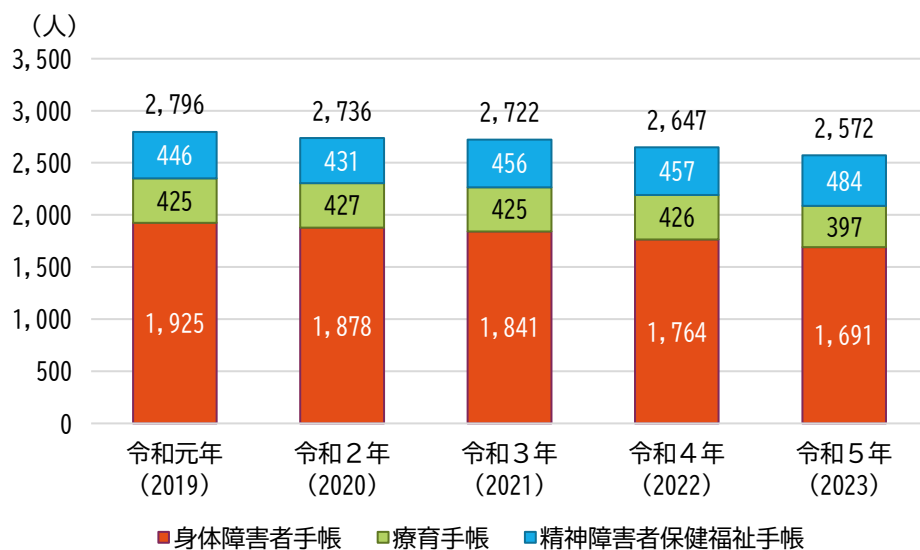
令和2年度以降、要支援・要介護認定者数は減少傾向で推移しています。要介護認定率は、令和4年度にやや増加しましたが、概ね横ばいで推移しています。





### (3)障害者数の推移

身体障害者手帳所持者数は減少傾向です。療育手帳所持者数は横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

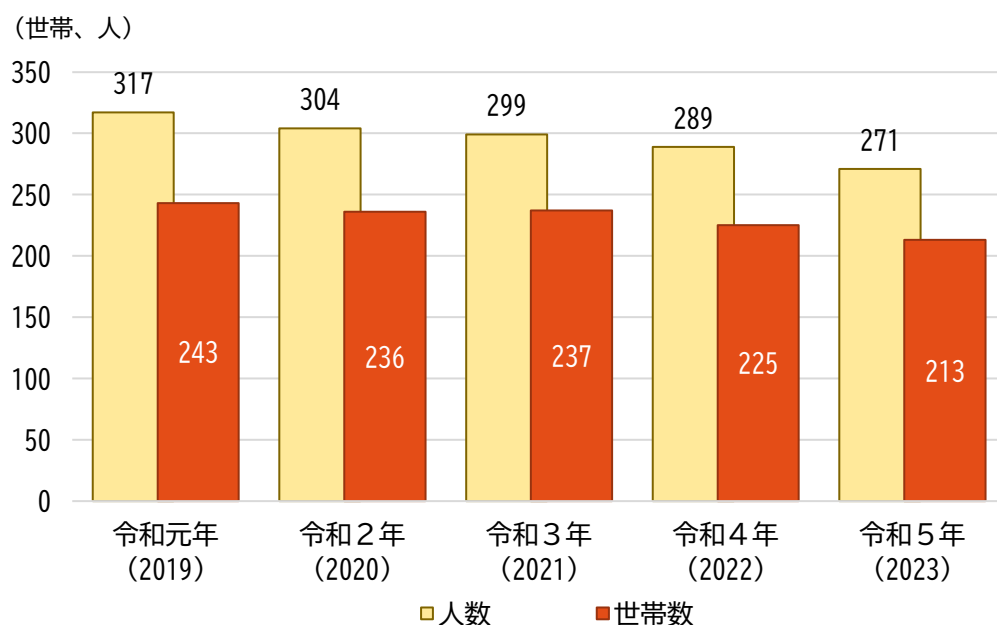


資料:府中市

### (4)生活保護受給者世帯数及び受給者数

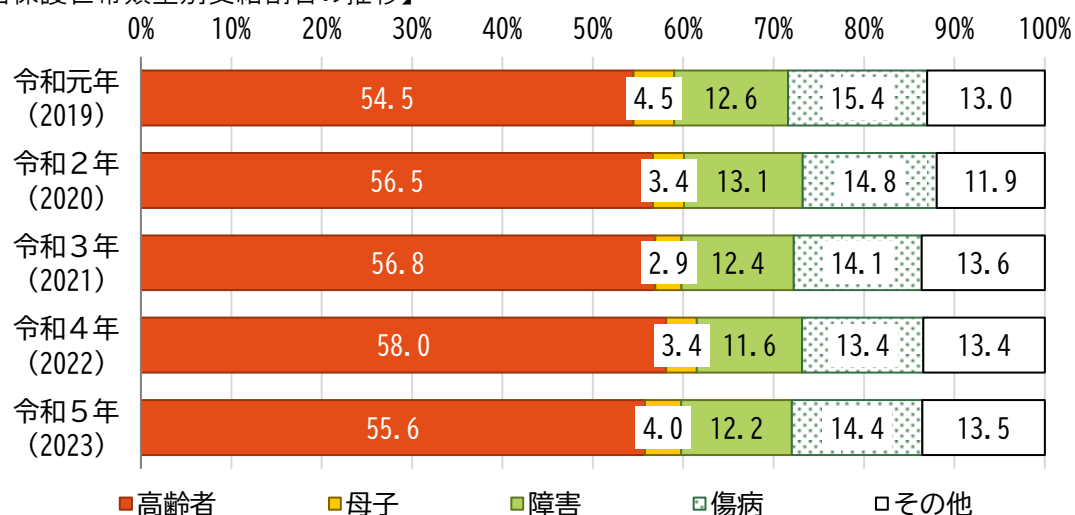
生活保護世帯数、人数ともに減少傾向で、世帯類型別では、高齢者の割合が過半数となっています。

【生活保護世帯数と受給人数の推移】



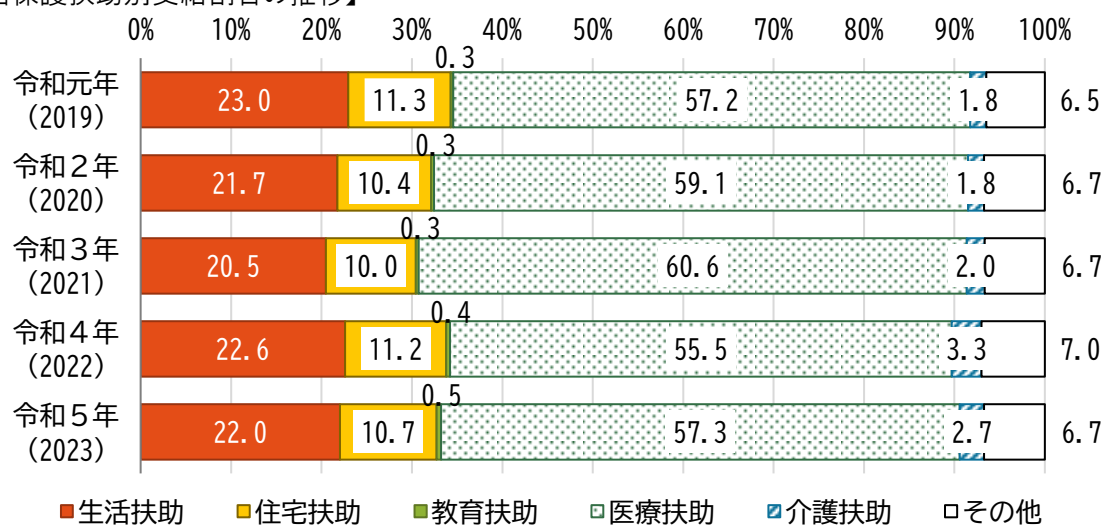
資料:府中市

【生活保護世帯類型別受給割合の推移】



資料：府中市

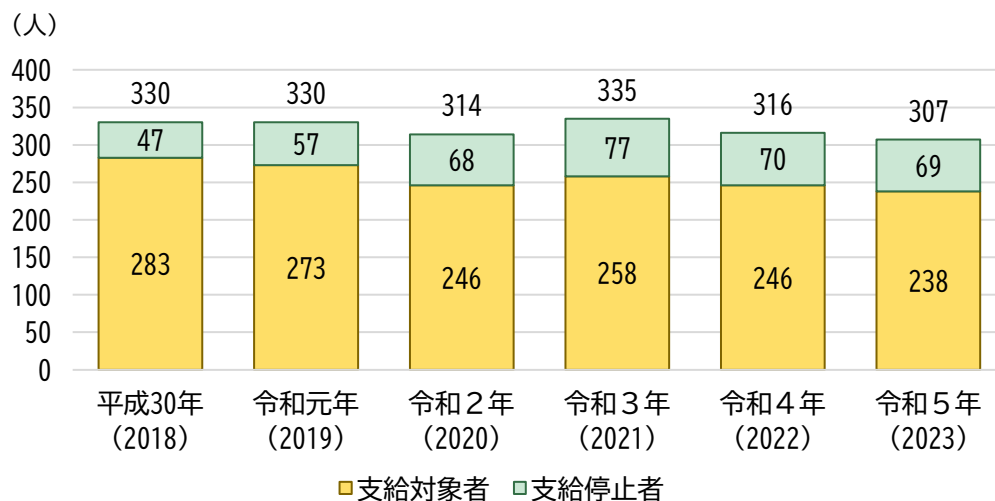
【生活保護扶助別受給割合の推移】



資料：府中市

## (5) 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数は、令和3年以降減少傾向で推移しています。



資料：府中市

## 3 地域の状況

### (1) 広島県府中市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域の困りごとや制度の狭間にある個別の課題の解決に向け、地域福祉を推進する中核として、地域活動の横のつながりをコーディネートするネットワーク構築の役割を担う等、支え合いの地域づくりを進める活動を行っています。

行政と社会福祉協議会は、各々の役割を確実に果たすとともに、市民、地域活動団体、事業者等、地域福祉を支える多様な主体を支え、牽引し、「地域共生社会の実現」という同じ目的のもと、連携・協働して一体的に取り組んでいきます。

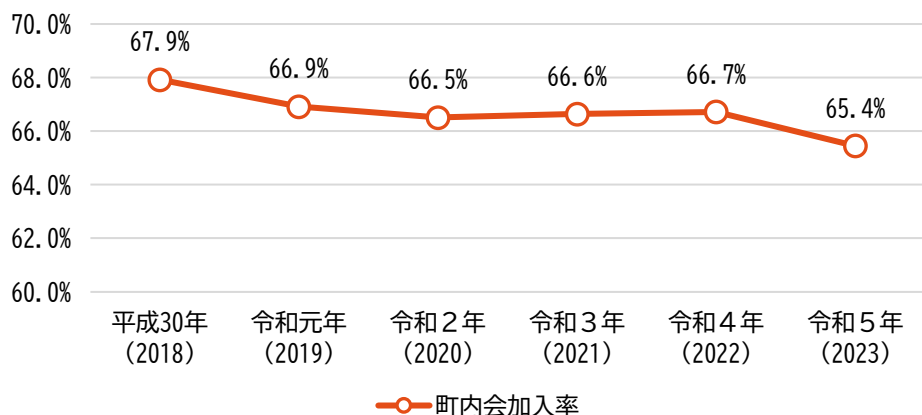
### (2) 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、住民一人ひとりが地域福祉活動に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための組織です。現在 34 地区の社会福祉協議会があり、敬老会開催、三世代交流（グラウンドゴルフ・しめ飾りづくり）等による支え合いやふれあい活動、介護予防研修会を行っています。また、地域の交流拠点づくりとして、いきいきサロン開催を支援しています。

### (3)町内会

町内会は、市内全域に 70 団体が組織されています。

10 年前と比較して 6 割を超える団体で世帯数が 1 割以上減少するなど加入率は減少傾向で推移しているほか、100 世帯未満の団体が 4 割を占めるなど、町内会の小規模化が顕著となっており、新たな地域振興組織構築の検討が必要となっています。



資料：府中市

### (4)府中市民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員は、子どもから高齢者までの見守り活動や相談支援、情報提供等を行っています。

また、行政等の関係機関と地域住民とをつなぐパイプ役を担っています。

主任児童委員は、民生委員・児童委員と連携し、子どもに関する支援活動を行っています。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。地域福祉活動を行うボランティアとしての性格を有しています。

【民生委員・児童委員の相談支援活動件数】

|           | 平成30年<br>(2018) | 令和元年<br>(2019) | 令和2年<br>(2020) | 令和3年<br>(2021) | 令和4年<br>(2022) | 令和5年<br>(2023) |
|-----------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 高齢者に関すること | 1,325           | 1,128          | 1,122          | 1,152          | 1,100          | 1,014          |
| 障害者に関すること | 159             | 88             | 140            | 239            | 219            | 164            |
| 子どもに関すること | 270             | 300            | 319            | 294            | 239            | 195            |
| その他       | 639             | 671            | 972            | 840            | 770            | 774            |
| 合計        | 2,393           | 2,187          | 2,553          | 2,525          | 2,328          | 2,147          |

資料：府中市社会福祉協議会

### (5)府中市人権擁護委員協議会

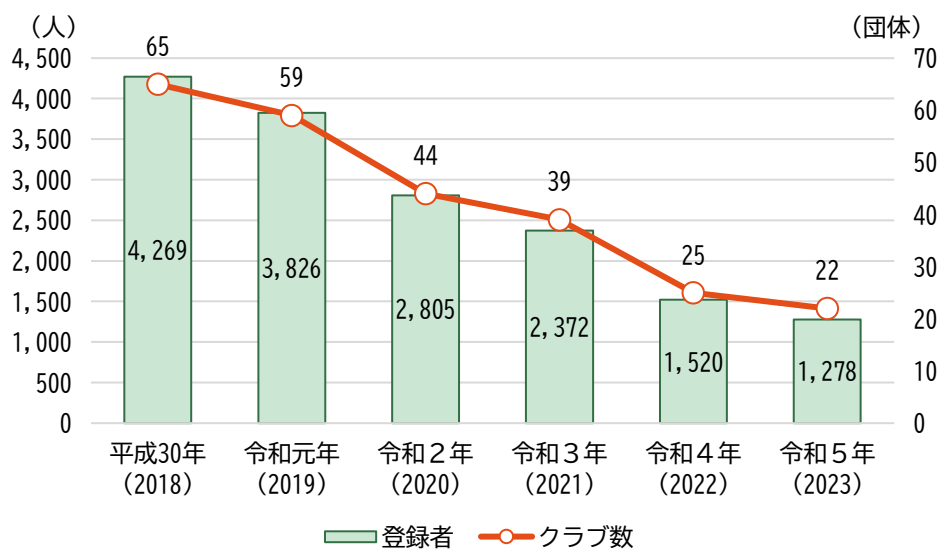
人権擁護委員は、地域住民から相談を受け、問題解決の手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

困り事や悩み事等の相談を受け付ける相談会の実施や、小学生を対象とした「人権の花」活動や高校生を対象とした人権啓発講座を実施する等、子どもたちへ人権尊重の重要性を伝える活動を行っています。

## (6)府中市老人クラブ連合会

高齢者の生きがいづくりと健康の充実を図るため、地域を基盤とした高齢者の支え合いや、地域貢献を目的とした活動を実施し、高齢者の福祉向上を図ることを目的としています。

本市の老人クラブは、会員数、クラブ数ともに減少しており、令和5年時点で22団体、1,278人の会員が活動しています。



資料：府中市



## 4 アンケート調査の概要

### (1)調査概要

○調査対象者 : 令和6年6月1日現在、府中市に住んでいる18歳以上の方、2,500人

○調査期間 : 令和6年8月1日から令和6年8月19日まで

○調査方法 : 郵送による配布、郵送及びインターネットによる回収

#### ■回収結果

|          | 配布数    | 回収数                           | 回収率   |
|----------|--------|-------------------------------|-------|
| 18歳以上の市民 | 2,500件 | 900件<br>(郵送:777件<br>WEB:123件) | 36.0% |

#### アンケート結果のグラフについて

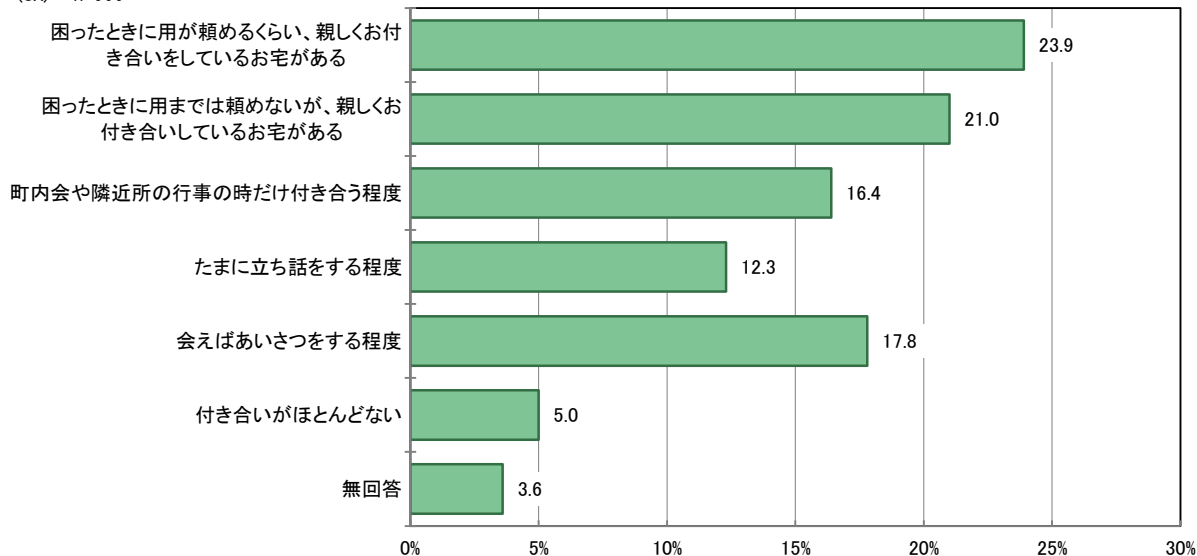
※アンケート結果のグラフ中における「n」「SA」「MA」は、それぞれ  
「n」 = サンプル数（回答者数）のこと  
「SA」 = 単数回答のこと（Single Answer の略）  
「MA」 = 複数回答のこと（Multiple Answer の略）  
を示します。

### ①近所付き合いや地域での暮らしについて

近所付き合いの程度について、「困ったときに用が頼めるくらい、親しくお付き合いをしているお宅がある」が23.9%で最も高くなっています。次いで「困ったときに用までは頼めないが、親しくお付き合いしているお宅がある」が21.0%、「会えばあいさつをする程度」が17.8%が続いています。

#### 【近所付き合いの程度】

(SA) n=900



年代別の状況をみると、40歳未満の若い世代において近所付き合いが希薄な傾向がうかがえます。また、単身世帯に着目すると、約1割が「付き合いがほとんどない」状況となっており、孤独・孤立への対策が求められます。

【近所付き合いの程度×年代】

|                                   | 40歳未満<br>n=93 | 40～64歳<br>n=273 | 65～74歳<br>n=197 | 75歳以上<br>n=313 |
|-----------------------------------|---------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 困ったときに用が頼めるくらい、親しくお付き合いをしているお宅がある | 14.0          | 20.1            | 24.4            | 31.3           |
| 困ったときに用までは頼めないが、親しくお付き合いしているお宅がある | 10.8          | 15.0            | 23.4            | 28.8           |
| 町内会や隣近所の行事の時だけ付き合う程度              | 12.9          | 24.9            | 14.2            | 12.1           |
| たまに立ち話をする程度                       | 6.5           | 8.1             | 23.9            | 10.5           |
| 会えばあいさつをする程度                      | 46.2          | 23.8            | 10.7            | 9.9            |
| 付き合いがほとんどない                       | 9.7           | 7.0             | 2.5             | 3.8            |
| 無回答                               | —             | 1.1             | 1.0             | 3.5            |

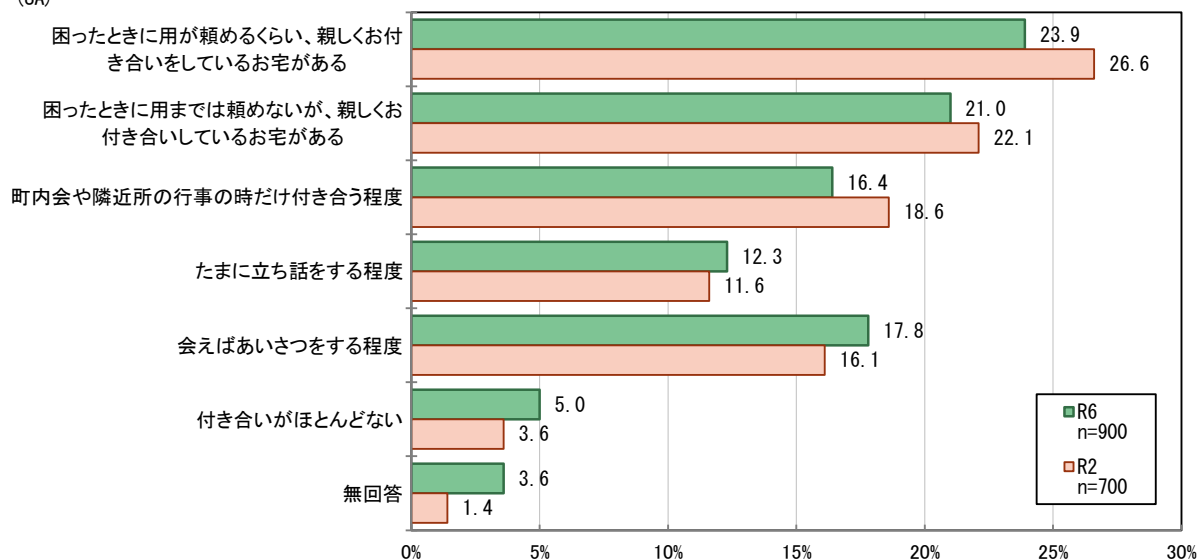
【近所付き合いの程度×単身世帯】

|                                   | ひとり暮らし<br>n=114 | ひとり暮らし<br>以外 n=763 |
|-----------------------------------|-----------------|--------------------|
| 困ったときに用が頼めるくらい、親しくお付き合いをしているお宅がある | 24.6            | 24.4               |
| 困ったときに用までは頼めないが、親しくお付き合いしているお宅がある | 19.3            | 21.2               |
| 町内会や隣近所の行事の時だけ付き合う程度              | 10.5            | 17.8               |
| たまに立ち話をする程度                       | 13.2            | 12.5               |
| 会えばあいさつをする程度                      | 18.4            | 18.1               |
| 付き合いがほとんどない                       | 8.8             | 4.6                |
| 無回答                               | 5.3             | 1.4                |

経年で比較すると、全体的に近所付き合いが希薄化している傾向がみられ、社会潮流の変化やライフスタイルの多様化による影響も大きいと考えられます。

【近所付き合いの程度 経年比較】

(SA)

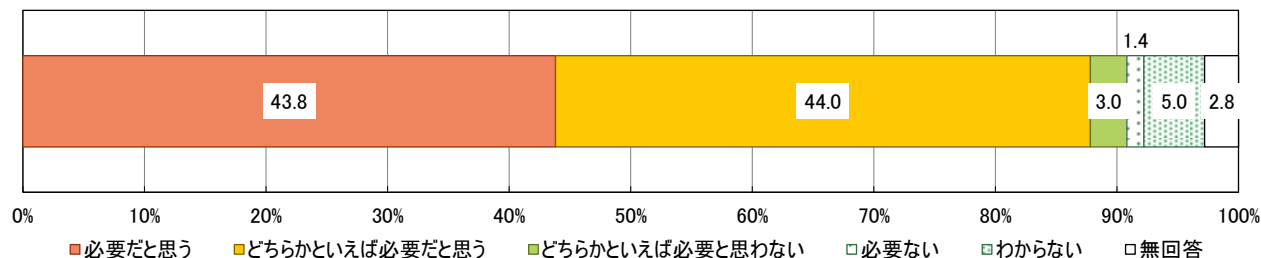


住民相互の助け合いの必要性について、「どちらかといえば必要だと思う」「必要だと思う」を合わせて9割程度が必要と回答しています。

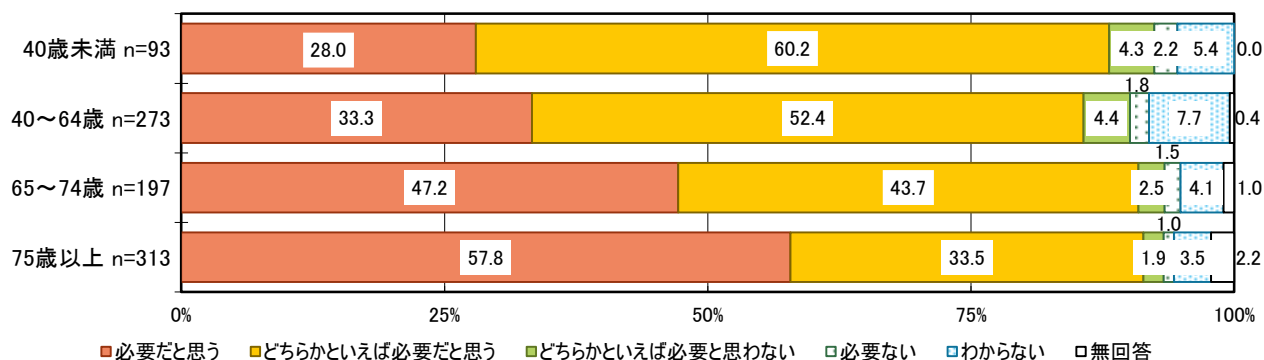
年代別にみると、年代が若いほど「必要だと思う」の割合が低くなる傾向がみられます。しかし、「どちらかといえば必要だと思う」を合わせた割合については、世代間で大きな差はなく、近所付き合いが希薄な傾向にある40歳未満の世代においても、必要性は認識されているものと考えられます。

#### 【住民相互の助け合いの必要性】

(SA) n=900



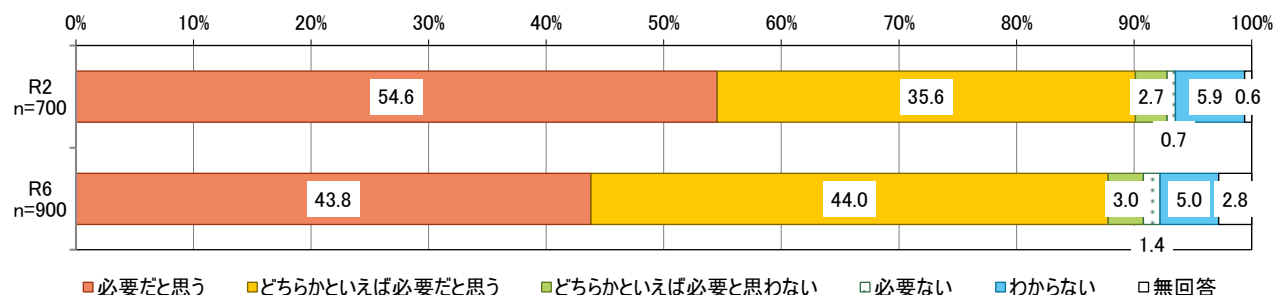
#### 【住民相互の助け合いの必要性×年代】



経年で比較すると、「必要だと思う」の割合が10ポイント程度減少しており、必要性の認識が薄まっていることがうかがえます。日頃から地域住民同士の関係性を構築しておくことのメリット等を周知し、地域の関係づくりを促すことが重要です。

#### 【住民相互の助け合いの必要性 経年比較】

(SA)



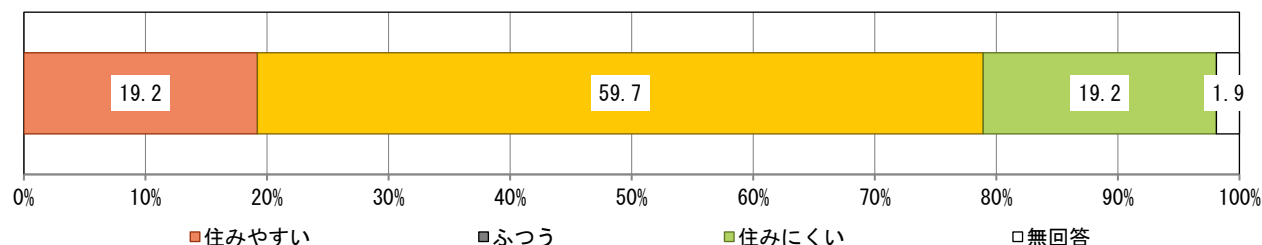


まちの住みやすさについて、「住みやすい」が19.2%、「ふつう」が59.7%、「住みにくい」が19.2%となっています。

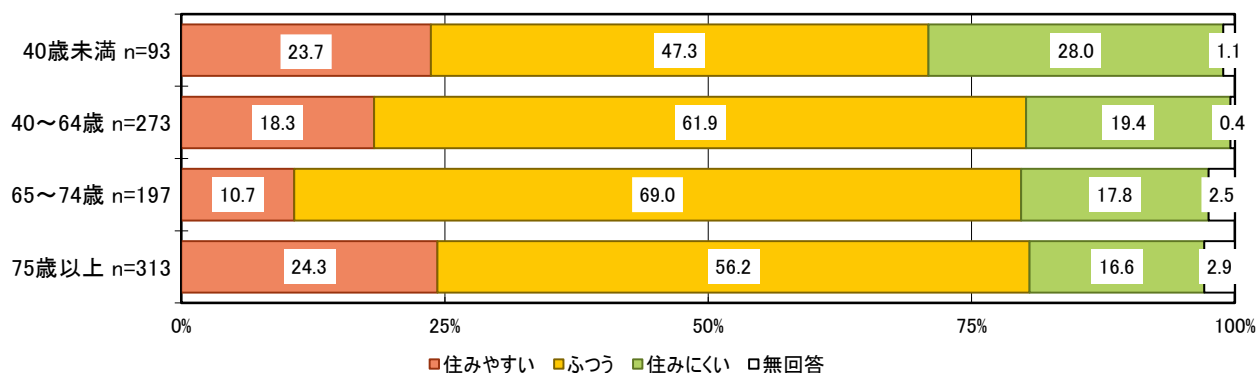
年代別にみると、40歳未満では、他の年代と比較して「住みやすい」の割合が高いものの、「住みにくい」の割合も高くなっています。

#### 【まちの住みやすさ】

(SA) n=900



#### 【まちの住みやすさ×年代】



住みにくさの理由について、「住みにくい」の割合が高い40歳未満に着目すると、他の年代と同様に交通機関や買い物の不便さが高い割合となっているほか、働く場所の少なさや親子で遊べる場所が少ないことが他の年代と比較して高くなっています。

#### 【住みにくい理由×年代】

|                      | 40歳未満<br>n=26 | 40～64歳<br>n=53 | 65～74歳<br>n=35 | 75歳以上<br>n=52 |
|----------------------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| 地域住民の理解や協力が少ない       | 3.8           | 9.4            | 20.0           | 17.3          |
| 交通機関が不便・利用しにくい       | 53.8          | 69.8           | 74.3           | 80.8          |
| 買い物などが不便             | 53.8          | 54.7           | 51.4           | 78.8          |
| 生活の悩みを相談できる窓口が少ない    | —             | 3.8            | —              | 1.9           |
| 日常生活を支えるサービスが少ない     | 7.7           | 11.3           | 14.3           | 9.6           |
| 利用しやすい公共施設が少ない       | 19.2          | 26.4           | 25.7           | 13.5          |
| 道路の段差が多い・歩道が整備されていない | 19.2          | 17.0           | 25.7           | 13.5          |
| 身近に働く場所が少ない          | 38.5          | 13.2           | 2.9            | —             |
| 利用しやすい医療機関が少ない       | 30.8          | 39.6           | 25.7           | 30.8          |
| 機能訓練を行うためのリハビリ施設が少ない | —             | 5.7            | 5.7            | 7.7           |
| 防犯・防災対策が十分ではない       | —             | 7.5            | 14.3           | 9.6           |
| 親子で遊べる場所が少ない         | 23.1          | 7.5            | —              | —             |
| その他                  | 3.8           | 13.2           | 8.6            | 3.8           |
| 無回答                  | 3.8           | —              | —              | —             |

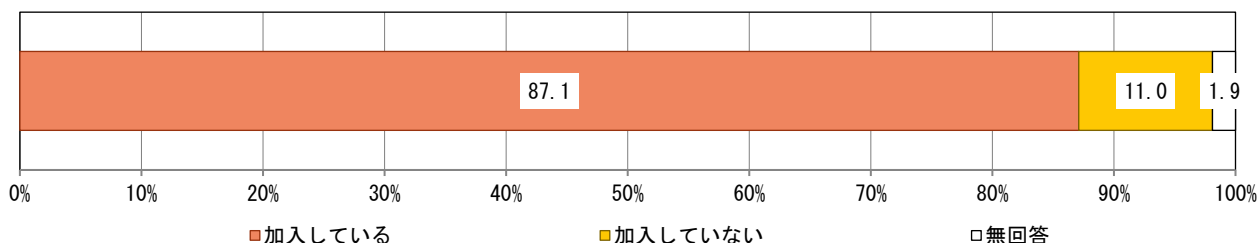
## ②地域での活動について

町内会への加入状況をみると、「加入している」が87.1%、「加入していない」が11.0%となっています。

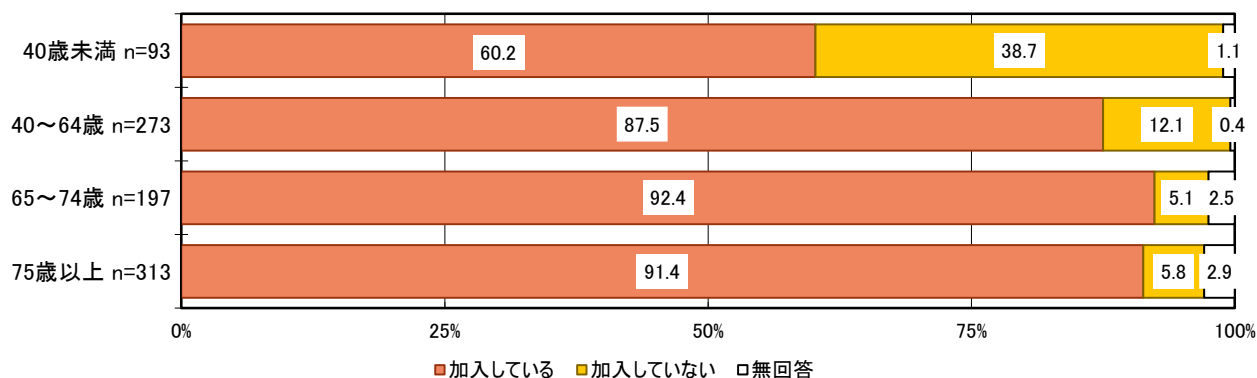
年代別にみると、40歳未満において「加入していない」の割合が高くなっています。

### 【町内会への加入状況】

(SA) n=900



### 【町内会への加入状況×年代別】



加入していない理由について、加入割合の低い40歳未満に着目すると、「特に理由はない」の割合が最も高くなっています。加入するきっかけがなかったり、町内会の存在を知らない可能性も考えられたりすることから、活動の周知や声掛けが重要です。

### 【加入していない理由×年代別】

|                    | 40歳未満<br>n=36 | 40～64歳<br>n=33 | 65～74歳<br>n=10 | 75歳以上<br>n=18 |
|--------------------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| 必要性を感じない           | 11.1          | 6.1            | 40.0           | 11.1          |
| 役員を引き受けることが難しい     | 5.6           | 12.1           | 10.0           | 11.1          |
| いずれ転居する            | 22.2          | 18.2           | —              | 5.6           |
| 地域の行事に参加することが難しい   | 2.8           | 6.1            | 20.0           | 16.7          |
| 会費の負担が大きい          | —             | —              | —              | —             |
| 近所付き合いが煩わしい        | 2.8           | 3.0            | —              | —             |
| プライバシーが守られているか気になる | —             | —              | —              | —             |
| 入り方が分からない          | 5.6           | —              | —              | —             |
| 特に理由はない            | 27.8          | 24.2           | 10.0           | 11.1          |
| その他                | 16.7          | 18.2           | —              | 22.2          |
| 無回答                | 5.6           | 12.1           | 20.0           | 22.2          |

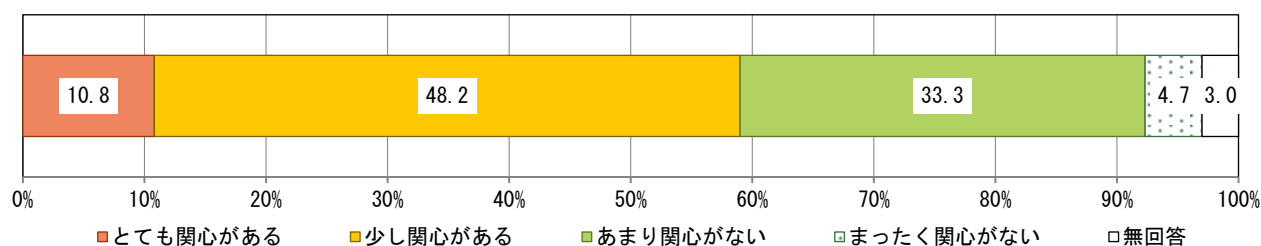
地域福祉活動への関心について、「とても関心がある」が 10.8%、「少し関心がある」が 48.2%、「あまり関心がない」が 33.3%、「まったく関心がない」が 4.7%となっています。

年代別にみると、年代が低いほど、「あまり関心がない」「関心がない」を合わせた割合が高くなっており、また経年で比較すると、「とても関心がある」「少し関心がある」を合わせた割合は減少しています。

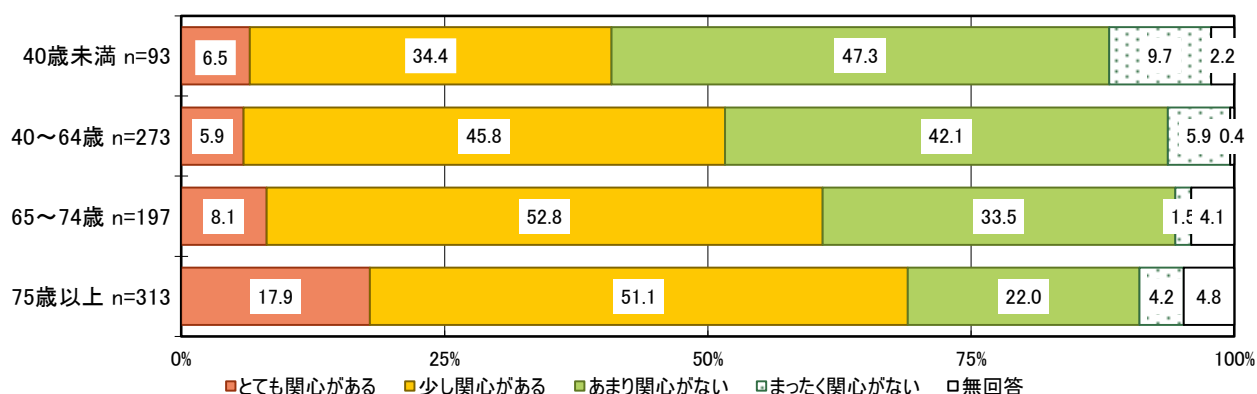
地域福祉活動の重要性についてより一層の啓発が求められるほか、関心の薄い層に対する啓発を強化することが重要です。

#### 【地域福祉活動への関心】

(SA) n=900

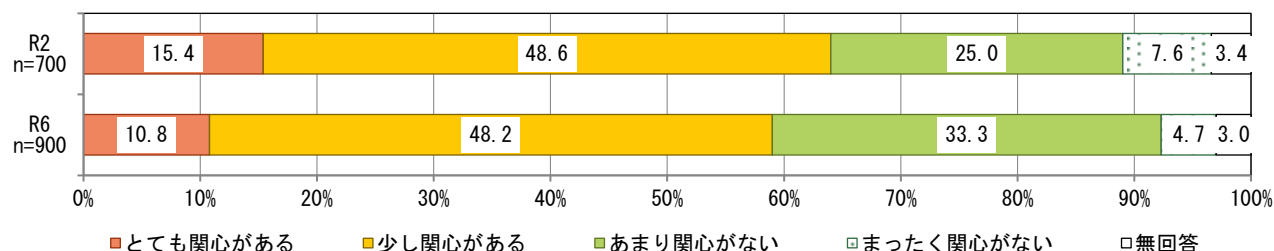


#### 【地域福祉活動への関心×年代】



#### 【地域福祉活動への関心 経年比較】

(SA)



地域福祉活動へ関心のある割合の低い 40 歳未満に着目すると、地域福祉活動に参加したことの割合が他の年代と比較して高くなっています。

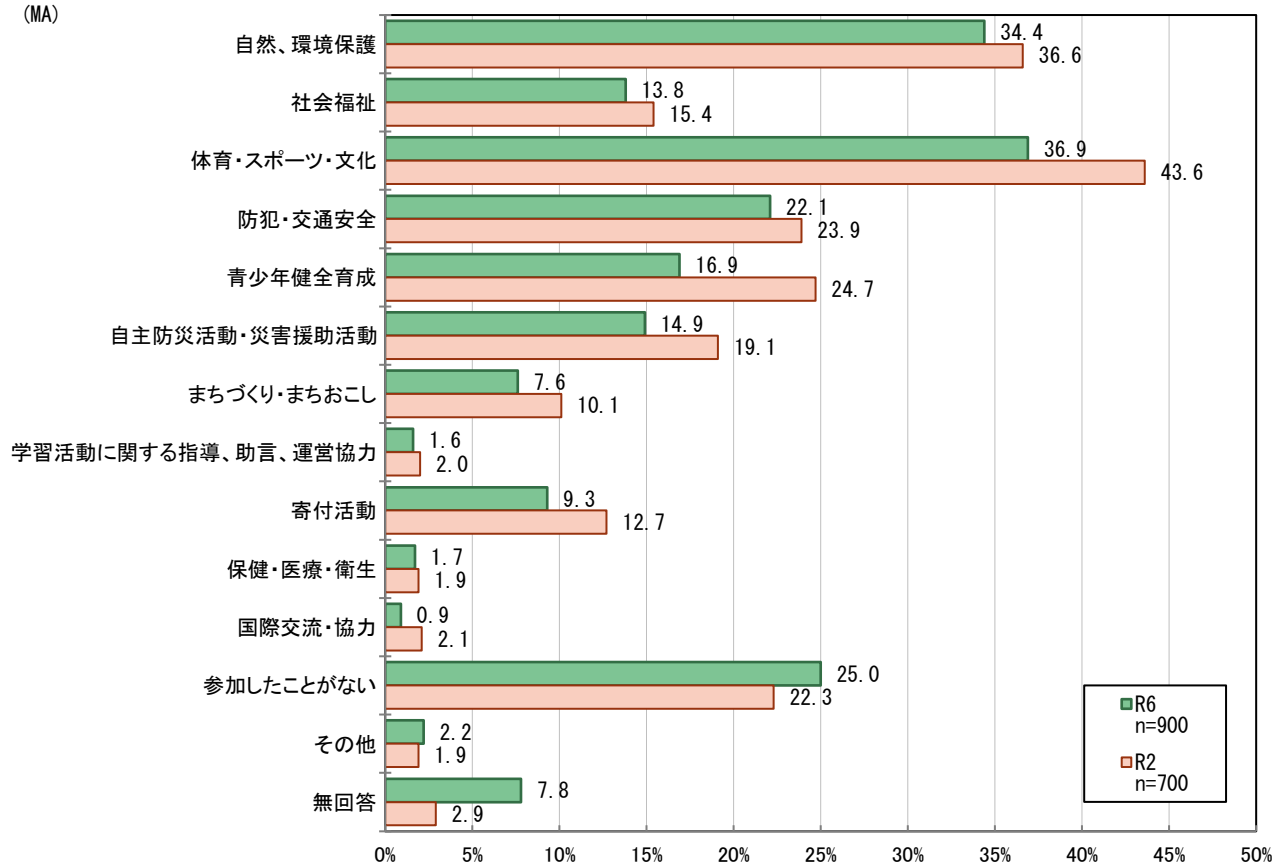
参加したことの割合を経年で比較すると、わずかに高くなっており、地域福祉活動への関心を高めるとともに、短時間での活動など気軽に参加できる方法について検討を進めることで、実践につなげることが重要です。

【参加したことの地域福祉活動×年代】

|                    | 40歳未満<br>n=93 | 40～64歳<br>n=273 | 65～74歳<br>n=197 | 75歳以上<br>n=313 |
|--------------------|---------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 自然、環境保護            | 23.7          | 35.2            | 36.0            | 35.8           |
| 社会福祉               | 8.6           | 13.6            | 13.7            | 14.4           |
| 体育・スポーツ・文化         | 29.0          | 36.3            | 38.6            | 38.3           |
| 防犯・交通安全            | 6.5           | 22.3            | 20.3            | 27.5           |
| 青少年健全育成            | 8.6           | 24.5            | 13.7            | 14.1           |
| 自主防災活動・災害援助活動      | 5.4           | 14.3            | 20.8            | 14.7           |
| まちづくり・まちおこし        | 6.5           | 4.8             | 11.2            | 8.0            |
| 学習活動に関する指導、助言、運営協力 | 1.1           | 1.8             | 2.5             | 0.6            |
| 寄付活動               | 3.2           | 6.2             | 11.7            | 12.8           |
| 保健・医療・衛生           | 3.2           | 1.5             | 0.5             | 2.2            |
| 国際交流・協力            | 1.1           | 1.5             | —               | 1.0            |
| 参加したことがない          | 45.2          | 30.4            | 22.8            | 16.0           |
| その他                | 1.1           | 2.2             | 1.5             | 3.2            |
| 無回答                | 4.3           | 3.3             | 7.1             | 12.8           |

【参加したことの地域福祉活動 経年比較】

(MA)



地域福祉活動への参加に妨げとなっているものについて、地域活動への参加率の低い40歳未満に着目すると、「忙しくて時間がない」、「きっかけや機会がない」の割合が高くなっています。

一方で、参加したきっかけについては、40歳未満では「職場や学校、団体などで参加する機会があったから」の割合が高くなっており、組織単位での参加促進等により、活動に参加するきっかけをつくることが重要です。

【地域福祉活動に参加したきっかけ×年代】

|                           | 40歳未満<br>n=47 | 40～64歳<br>n=181 | 65～74歳<br>n=138 | 75歳以上<br>n=224 |
|---------------------------|---------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 友人や家族にすすめられた、または誘われたから    | 25.5          | 22.7            | 23.2            | 24.1           |
| 職場や学校、団体などで参加する機会があったから   | 40.4          | 38.7            | 21.0            | 22.8           |
| 地域福祉活動に関する行事、講演会などに参加したから | —             | 5.5             | 14.5            | 20.1           |
| テレビ、新聞、雑誌、ポスターなどを見て       | 2.1           | 1.1             | 1.4             | 3.1            |
| 市や社会福祉協議会などの広報誌を見て        | 4.3           | 3.3             | 6.5             | 5.8            |
| 町内会の役員をしていたため             | 8.5           | 43.6            | 51.4            | 40.2           |
| 特に理由はない                   | 31.9          | 8.3             | 10.9            | 10.7           |
| その他                       | 8.5           | 8.8             | 3.6             | 1.3            |
| 無回答                       | —             | 3.9             | 8.7             | 18.8           |

【地域福祉活動への参加に妨げとなっているもの×年代】

|                     | 40歳未満<br>n=93 | 40～64歳<br>n=273 | 65～74歳<br>n=197 | 75歳以上<br>n=313 |
|---------------------|---------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 忙しくて時間がない           | 51.6          | 56.4            | 29.4            | 10.2           |
| きっかけや機会がない          | 40.9          | 35.2            | 36.5            | 25.9           |
| 休暇が取れない             | 21.5          | 26.7            | 11.2            | 3.2            |
| 一緒に活動する仲間がいない       | 21.5          | 16.8            | 21.3            | 13.1           |
| 必要な知識・技術を身につける機会がない | 4.3           | 9.9             | 13.7            | 11.8           |
| 活動に必要な情報が得られない      | 11.8          | 13.9            | 18.3            | 14.1           |
| 経済的負担がある            | 3.2           | 8.1             | 7.6             | 2.6            |
| 参加手続きが分からない         | 7.5           | 4.8             | 4.1             | 3.8            |
| 周囲の理解が得られない         | 1.1           | 2.2             | 1.0             | 1.9            |
| その他                 | 9.7           | 9.5             | 11.2            | 22.4           |
| 無回答                 | 3.2           | 3.7             | 10.7            | 27.2           |

### ③地域防災について

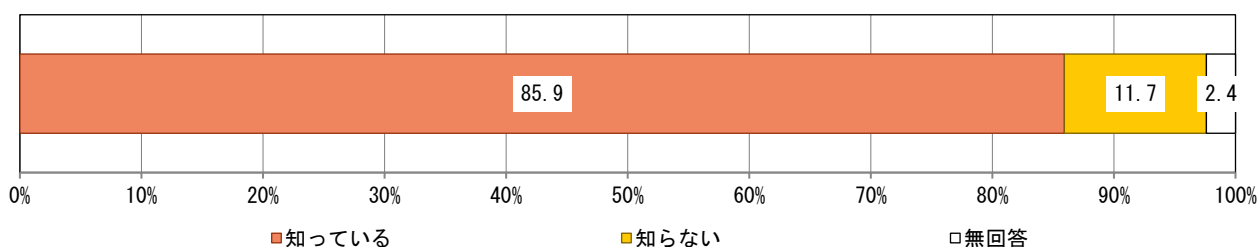
災害が起きた時の避難場所について、「知っている」が85.9%、「知らない」が11.7%となっています。

年代別にみると、40歳未満の年代では他の年代と比較して「知らない」の割合が高くなっており、世帯構成別にみると、単身世帯はそれ以外の世帯と比較して「知らない」の割合が高くなっています。また、経年で比較すると、「知らない」の割合がやや高くなっています。

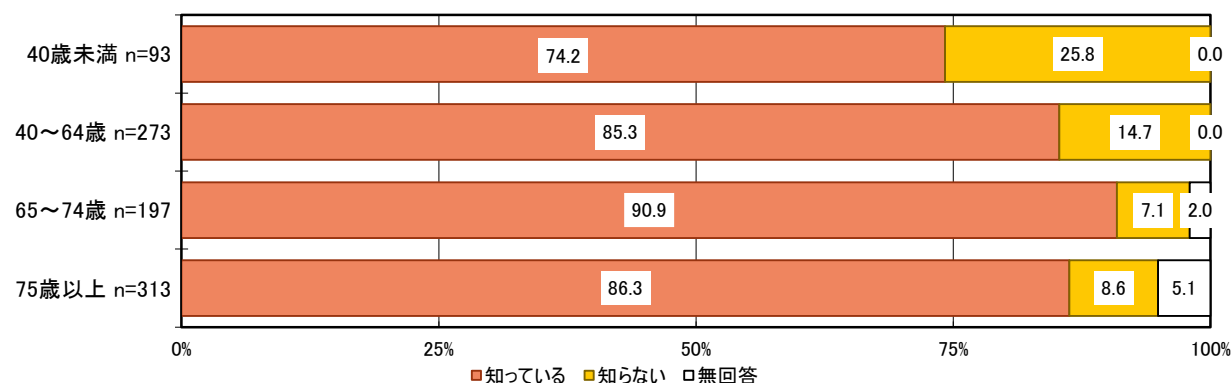
災害時には迅速かつ適切に避難できるよう、「知らない」の割合が高い層に向けては、日頃からの周知に特に力を入れていくことが求められます。

#### 【災害が起きた時の避難場所の認知状況】

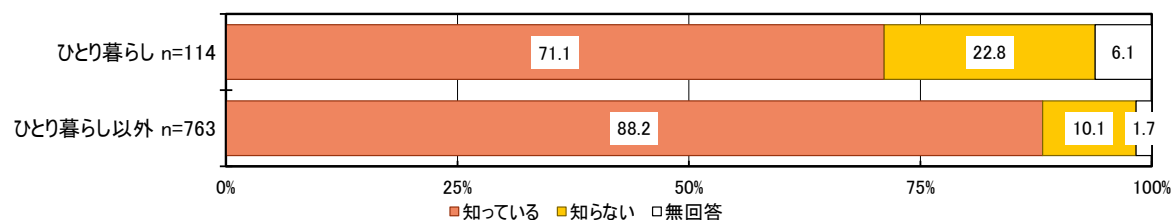
(SA) n=900



#### 【災害が起きた時の避難場所の認知度×年代】

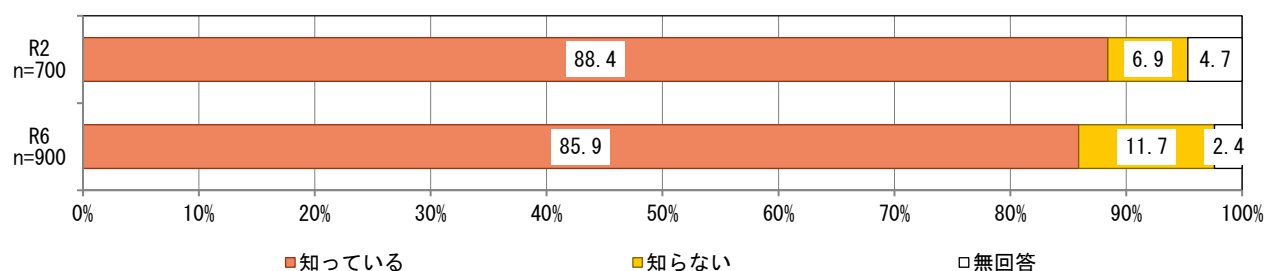


#### 【災害が起きた時の避難場所の認知度×単身世帯】



#### 【災害が起きた時の避難場所の認知度 経年比較】

(SA)

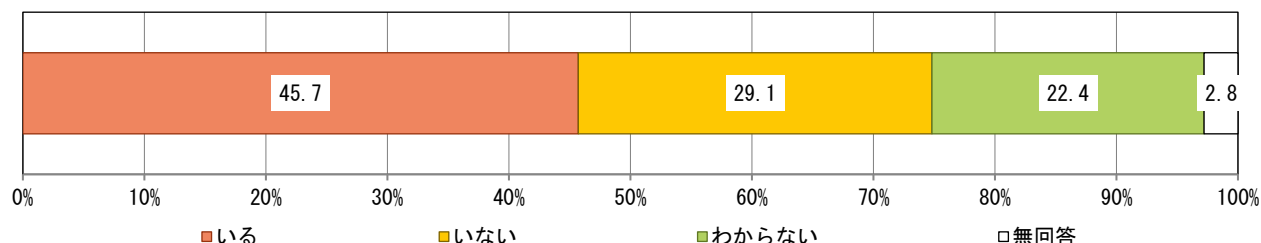


地域で暮らす人のなかには、自力での避難が困難な人もいるため、災害発生時には地域での助け合いが非常に重要となります。

災害発生時に手助けが必要な人について、身近に「いる」と答えた割合は45.7%、「いない」と答えた割合は29.1%、「わからない」と答えた割合は22.4%となっています。

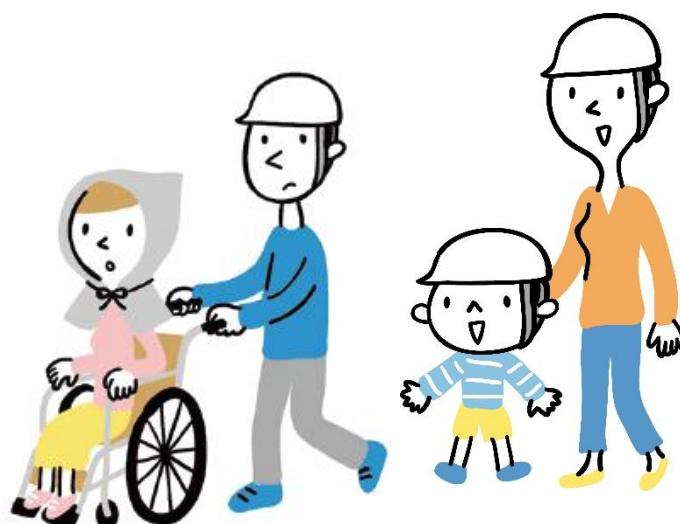
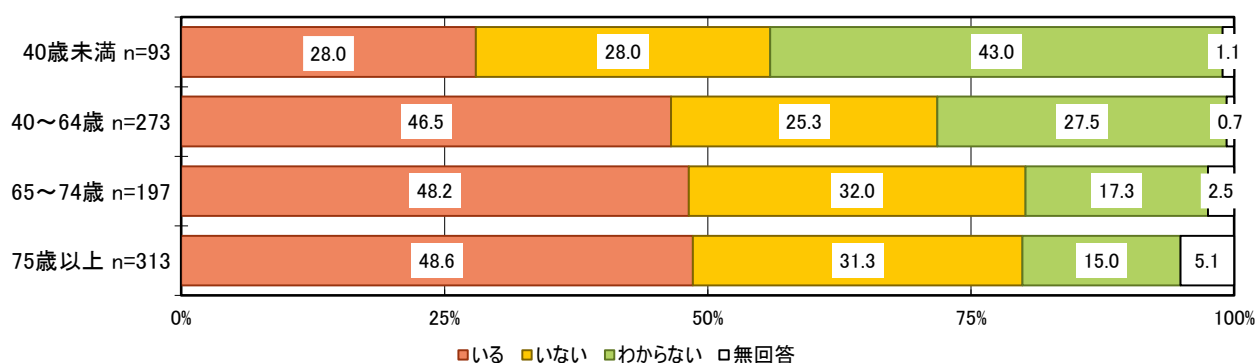
【ひとり暮らしの高齢者など、災害発生時に手助けが必要な人が身近にいるか】

(SA) n=900



年代別にみると、40歳未満の年代では他の年代と比較して「わからない」の割合が高くなっており、近所付き合いが希薄なことも要因と考えられます。災害時には近隣住民同士の助け合いが非常に重要となることから、日頃から関わりを持つ機会づくりや、地域の関係づくりの重要性について周知・啓発に取り組むことが重要です。

【ひとり暮らしの高齢者など、災害発生時に手助けが必要な人が身近にいるか×年代別】



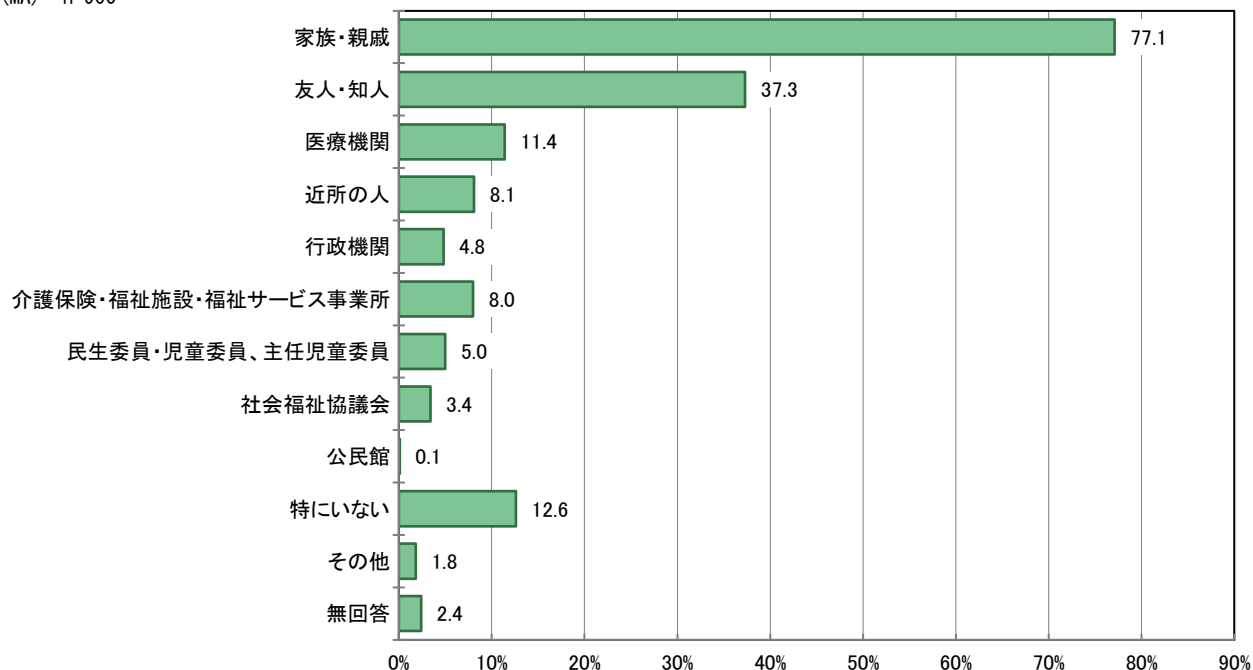
#### ④相談支援について

悩みや困りごとの相談先について、家族や友人等の割合が高くなっており、行政機関や民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの相談窓口の割合は低くなっています。「特にない」の割合は約1割となっており、経年で比較するとやや高くなっています。

身近な相談先がない層に対して相談窓口を周知し、困りごとを抱えた時には公的な相談窓口や地域の相談役につなげられる体制をつくることが重要です。

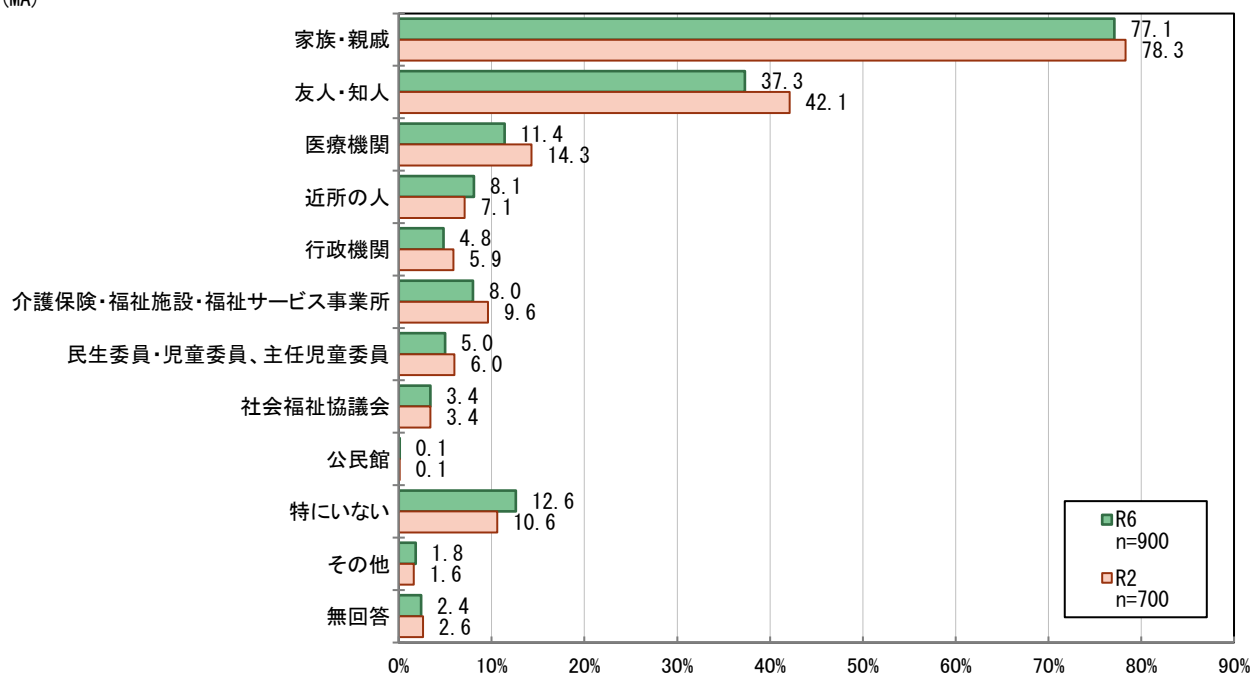
##### 【悩みや困りごとの相談先】

(MA) n=900



##### 【悩みや困りごとの相談先 経年比較】

(MA)





## ⑤福祉に関する情報について

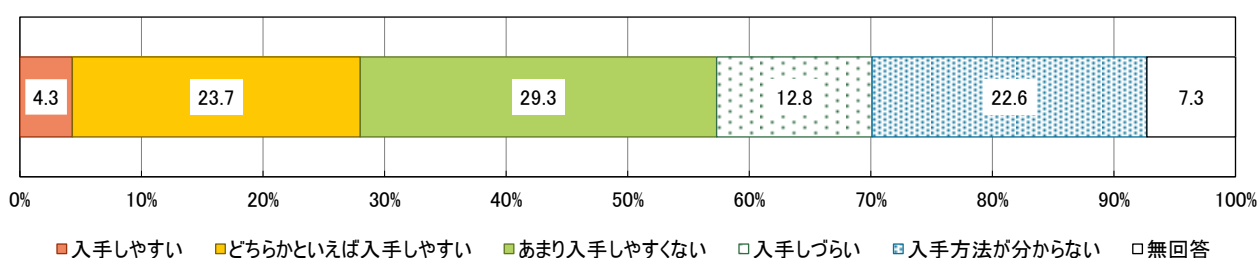
情報の入手しやすさについて、「入手しやすい」は4.3%、「どちらかといえば入手しやすい」が23.7%、「あまり入手しやすくない」が29.3%、「入手しづらい」が12.8%、「入手方法が分からない」が22.6%となっています。

年代別に比較すると、「あまり入手しやすくない」「入手しづらい」を合わせた割合は、40歳未満、40～64歳、65～74歳で4割強となっています。

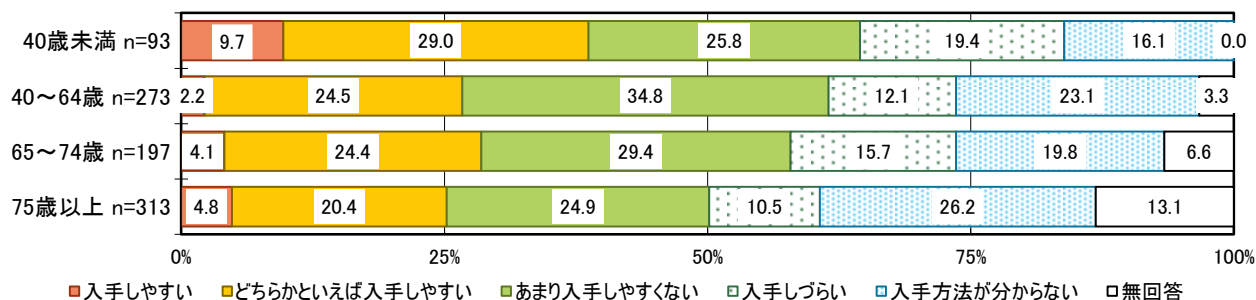
経済的な不安の有無で比較すると、不安がある層は「入手方法がわからない」の割合が不安のない層と比較して高くなっており、支援を必要とする人に十分に情報が届いていない可能性が考えられます。

### 【福祉に関する情報の入手しやすさ】

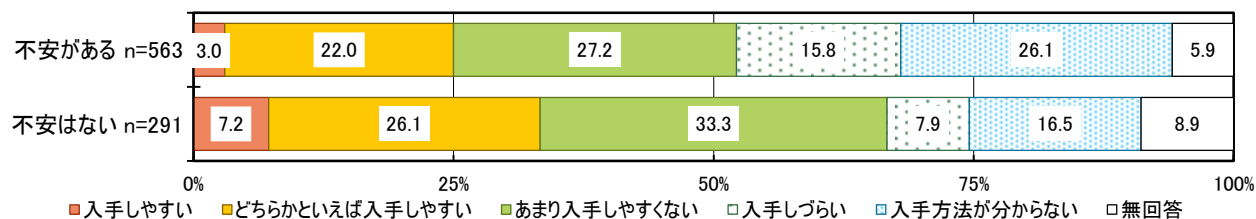
(SA) n=900



### 【福祉に関する情報の入手しやすさ×年代】



### 【福祉に関する情報の入手しやすさ×経済的な不安の有無】



希望する情報入手方法について、年齢層が低いほど「市のホームページ」の割合が高く、年齢層が高いほど「地域の民生委員・児童委員」「社会福祉協議会」「町内会の回覧板」の割合が高くなっています。

欲しい情報については、40歳未満では「子育てについての情報」の割合が高く、また年齢層が低いほど「経済的な支援についての情報」の割合が高くなっています。

ライフステージによって必要とする情報や利用したい媒体は異なっており、それぞれの属性やニーズに応じて効果的に情報提供が行えるよう、情報発信の手段や内容を工夫することが求められます。

【希望する情報入手方法×年代】

|              | 40歳未満<br>n=93 | 40～64歳<br>n=273 | 65～74歳<br>n=197 | 75歳以上<br>n=313 |
|--------------|---------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 家族や友人・知人     | 38.7          | 21.2            | 15.7            | 22.7           |
| 隣近所の方        | 4.3           | 3.7             | 6.6             | 8.3            |
| 地域の民生委員・児童委員 | 3.2           | 7.3             | 11.2            | 23.0           |
| 保健師          | 7.5           | 3.3             | 1.5             | 0.3            |
| 社会福祉協議会      | 7.5           | 9.9             | 17.8            | 22.0           |
| 地域包括支援センター   | 7.5           | 15.0            | 18.3            | 13.4           |
| 市の広報誌やパンフレット | 47.3          | 57.1            | 65.5            | 52.1           |
| 市のホームページ     | 50.5          | 40.3            | 23.9            | 12.5           |
| 町内会の回覧板      | 20.4          | 35.5            | 46.7            | 49.5           |
| わからない        | 12.9          | 7.3             | 3.0             | 4.2            |
| その他          | 4.3           | 2.9             | 2.0             | 1.0            |
| 無回答          | —             | 0.7             | 2.5             | 5.8            |

【入手したい情報×年代】

|                                | 40歳未満<br>n=93 | 40～64歳<br>n=273 | 65～74歳<br>n=197 | 75歳以上<br>n=313 |
|--------------------------------|---------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 健康づくりについての情報                   | 32.3          | 39.9            | 39.1            | 39.3           |
| 子育てについての情報                     | 47.3          | 11.4            | 2.5             | 0.6            |
| 高齢者についてのサービス情報                 | 19.4          | 56.8            | 68.5            | 71.9           |
| 障害者(児)についてのサービス情報              | 15.1          | 10.6            | 8.6             | 3.8            |
| 経済的な支援についての情報                  | 41.9          | 37.4            | 28.9            | 22.0           |
| ボランティア活動についての情報                | 14.0          | 9.2             | 9.1             | 6.4            |
| 生きがいづくり(講座、教室、サークル活動など)についての情報 | 25.8          | 28.9            | 25.4            | 24.9           |
| その他                            | —             | 1.8             | 1.5             | 0.6            |
| 必要な情報は特になし                     | 7.5           | 9.5             | 8.1             | 7.7            |
| 無回答                            | 1.1           | 1.5             | 5.1             | 9.9            |

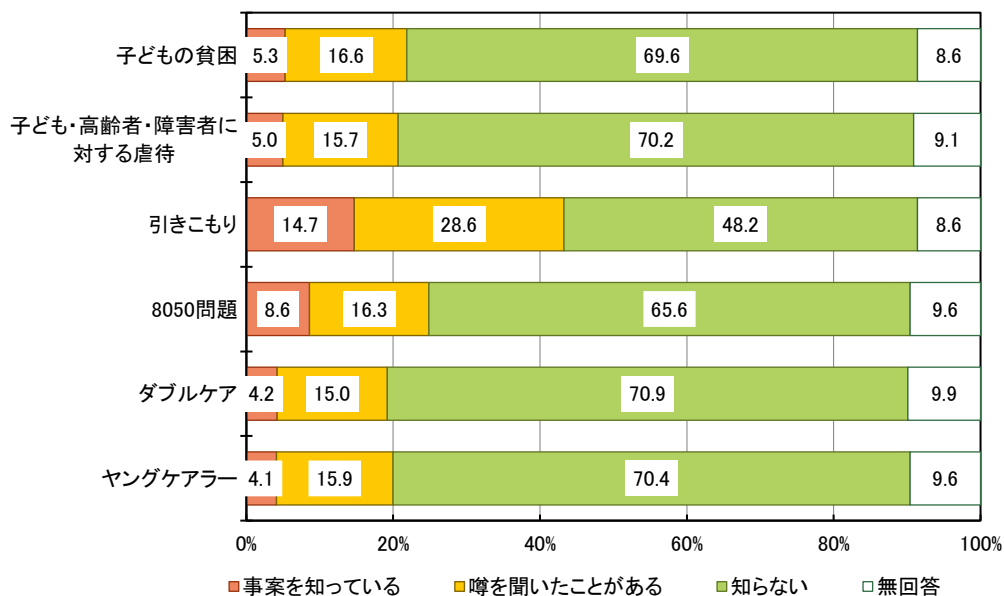
## ⑥複合的な課題について

複数の分野からの支援を必要とする複合的な課題について、「事案を知っている」「噂を聞いたことがある」を合わせた割合は、「子どもの貧困」が 21.9%、「子ども・高齢者・障害者に対する虐待」が 20.7%、「ひきこもり」が 43.3%、「8050 問題」が 24.9%、「ダブルケア」が 19.2%、「ヤングケアラー」が 20.0%となっています。

複合的な課題を抱える世帯は、自分から相談することができず家庭内で問題を抱え込んでしまうことがあります。特にひきこもり等は長期化すると社会復帰が困難になる可能性もあることから、支援体制の強化とともに、地域住民の気づきから支援につなげることも重要です。

### 【見聞きしたことの事案】

n=900



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本的な考え方

#### (1) 基本理念

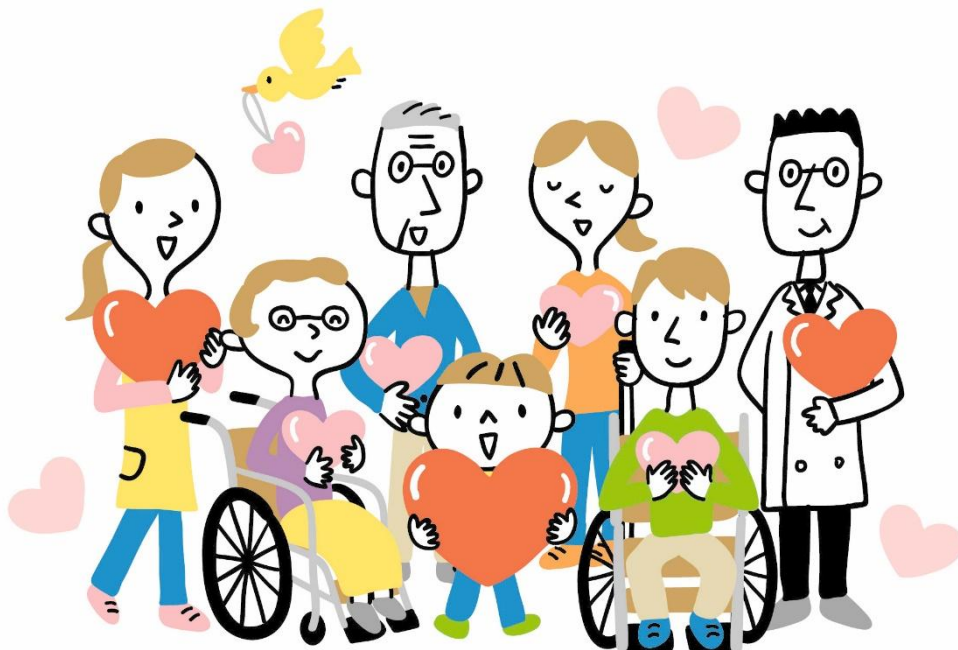
少子高齢化や核家族化などの社会構造の変化等により、地域住民の抱える課題は複雑化・多様化が進んでいます。これまでの分野ごとの支援では対応の難しい課題が顕在化するなかで、より一層、地域の中でのつながりや支え合いの意識を育み、住民が住み慣れた地域で孤立することなく、安心してその人の望む生活を送ることができるまちづくりが必要となっています。

本市では、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、次の基本理念を設定します。

オール府中で支え合い、誰もがつながる地域づくり

#### 府中市の目指す姿

- 地域活動への参加を通じ、市と地域、企業等の様々な主体がつながり、多様な主体が「我が事」として、見守り、支え合うことで孤立を防ぐ地域ができる
- 日常生活の不安や、困りごとを抱える人を早期に発見し、支え、安心につなげることのできるネットワークが構築される



## (2)基本目標

基本理念に基づき、目指すまちの姿を実現するため、計画の基本目標を設定します。

### 基本目標1 地域福祉推進体制づくり

人口減少、高齢社会の中で、地域で健康に過ごすためには、誰もが役割を持ち、生きがいを持って活躍することが必要です。

地域に暮らすすべての人が、地域や暮らしをともに創っていく「地域共生社会」の実現のために、地域活動を担う人材を育成し、身近な課題に気がつき、解決できる人づくりや活動の場づくり等、地域福祉を担う資源の充実に向けた取組を推進します。

#### 【現状と課題】

高齢化や人口減少が進行しており、地域活動においても担い手不足が全国的に課題となっています。アンケート調査では、地域福祉活動への関心について、年齢が低いほど関心がなく、参加したことのない割合が高くなっています。若い世代においては、仕事や育児等で時間がないことや、参加のきっかけがないことで参加していない割合が高くなっており、学校での福祉教育や職場単位での社会貢献活動等を通じて、地域福祉活動への関心を育み、実践につなげられる可能性があります。

本市では、地域活動の担い手育成に向けた支援や地域福祉の意識づくり等に取り組んでいます。今後は、担い手の負担軽減や誘い合って参加できる仕組みづくりなど、地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組み、地域活動の輪を広げていくことが重要です。

### 基本目標2 ふれあい・支え合いの地域づくり

核家族化や少子高齢化の進展、共働きの増加等、ライフスタイルの変化により、地域のつながりが希薄化し、隣近所や周囲の生活課題に気づく機会も少なく、支え合える関係づくりが難しくなっています。

地域の中で、必要なときに適切な支援が行われるためには、日常生活でのあいさつや声かけをはじめとした地域ぐるみの見守り活動や、交流を通じた顔の見える関係づくりが必要です。地域住民のつながりづくりや、医療・保健・福祉等様々な分野の連携体制構築に向けた取組を推進します。

#### 【現状と課題】

高齢単身世帯や核家族世帯が増加する中で、地域のふれあいや支え合いの重要性は増えています。一方で、アンケート調査では、40歳未満の若い世代を中心に近所付き合いが希薄な傾向がみられ、また単身世帯のうち約1割が「付き合いはほとんどない」状況となっています。

本市では、地域での交流の機会の企画・運営やコミュニティ・スクール等、地域のつながりづくりに効果的な取組を進めてきました。全国的に複合的な課題の顕在化が進み、アウトリーチの支援や多様な主体との連携による包括的な支援が求められる中で、地域のつながりによって課題を発見し、必要な支援につなげられるよう、関係団体や地域住民、民間事業者等あらゆる主体との連携を強化し、見守り体制を構築することが重要です。

### 基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

地域において福祉サービスや支援を必要とする人の相談体制の充実を図るとともに、多様なサービスを利用できるよう、利用者のニーズに応じた情報が得やすい環境づくりを推進していきます。

住民が住み慣れた地域で、安全・安心な暮らしを享受できるよう、保健・医療・福祉等の各種サービスの充実を図るとともに、支援を必要とする人が各種サービスを安心して利用できるように、社会福祉協議会や関連団体等と連携し、総合的にサービスを提供できる仕組みづくりに取り組みます。

#### 【現状と課題】

全国的に高齢化やライフスタイルの多様化が進む中で、住民の抱える支援ニーズも多様化し、行政のみでは対応の難しい事例の顕在化が進んでいます。アンケート調査では、複合的な課題のうち、特に「ひきこもり」の問題について見聞きしたことがある割合が高くなっています。また、悩みや困りごとが発生した際の相談先について、約1割が「特にいない」となっており、相談しやすい体制の整備と、相談から速やかに支援につなげられる体制の整備が求められます。

悩みや困りごとの解決に向けては、必要とする人が適切に支援を利用できるよう、福祉に関する情報を充実させることが重要です。アンケート調査では、情報の入手について「入手しにくい」と回答した割合は約4割、「入手方法がわからない」と回答した割合は約2割となっており、合わせて6割程度が十分に情報を得られていない状況となっています。広報紙やホームページでの情報発信だけでなく、SNSを通じた情報発信やアプリ等の活用によるプッシュ型の情報発信など、多様な媒体を通じて情報提供を行うことが求められます。



## 2 施策体系

### 【基本理念】

オール府中で支え合い、誰もがつながる地域づくり

### 【基本目標】

### 【基本施策】

|                          |                                                           |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 1<br>地域福祉推進<br>体制づくり     | 地域福祉の意識づくり                                                |
|                          | 地域福祉活動の担い手づくり                                             |
|                          | 地域活動の充実                                                   |
| 2<br>ふれあい・支え合い<br>の地域づくり | 地域の見守りや交流の促進<br>【新】孤立を防ぐ地域づくり（孤独・孤立対策）                    |
|                          | 地域における防災・防犯活動の強化                                          |
|                          | 関係機関との連携強化<br>【新】子どもを取り巻く課題の解決に向けた支援<br>（支援の必要な子どもの把握と支援） |
| 3<br>安心して暮らせる<br>まちづくり   | 取り残さない支援体制の整備<br>【新】複合的な課題への対応（重層的支援体制の整備）                |
|                          | 権利擁護等の推進体制の充実                                             |
|                          | すべての人に優しいまちづくり<br>【拡充】合理的配慮の提供（改正障害者差別解消法施行）              |

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 地域福祉推進体制づくり

#### (1)地域福祉の意識づくり

核家族化等の家族形態やライフスタイルの多様化が進む中、地域社会での交流機会が少なくなっており、人と人とのふれあいの機会も少なくなっています。アンケート結果では、前回の調査と比較して近所付き合いの希薄化が進んでいる傾向がみられ、特に40歳未満の若い世代においては近所付き合いがほとんどない割合が約半数を占めています。

本市では、様々な分野において住民同士の交流や互いの理解を深めるための機会づくりや地域福祉に関する理解促進、福祉学習等、地域福祉の意識づくりに向けた様々な取組を行っています。

誰もが安心して暮らせる地域づくりの必要性が高まる中で、意識づくりが進んでいない層に対して効果的な啓発が行えるよう、既存の取組も活用しながら、住民同士の支え合いの意識のさらなる醸成に取り組むことが重要です。

#### 目指す効果

地域の住民が、世代、属性を超えて相互に理解を深め、思いやりの心を育むことで、すべての住民が住み慣れたまちで安心して暮らすことができる。

#### 【市民・地域の取組】

| 取組の内容          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民が取り組むこと      | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域で暮らす人の状況や課題に関心を持つ。</li><li>・地域貢献活動や福祉団体等への寄付や募金に取り組む。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 地域が取り組むこと      | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域への関わりがあまりない人に対し、参加を促す。</li><li>・地域貢献活動に関心を持つ。</li><li>・地域で活動する団体への理解を深め、協力する。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 社会福祉協議会が取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"><li>・健康づくりや福祉に関する理解と知識を深めるため、学校、企業、家庭や地域での様々な学びの中で福祉のこころを育む環境づくりに努める。</li><li>・社協の事業や学校、地域、企業など様々な場面を通じて、福祉教育や地域との交流による支え合いの意識の醸成に努め、地域共生社会の実現を目指す。</li><li>・関係機関との連携により、地域の様々な活動へ関わりながら、住みやすいまちづくりの実現に向けた協議を行う。</li><li>・地域の課題解決や住民同士の支え合いの意識づくりに向けて、地区社協活動が活発に行えるよう取組を支援する。</li><li>・子どもたちが福祉を経験する機会の創出のため、市内施設や学校と連携して、施設体験や体験学習の拡充を図る。</li></ul> |



## 【行政の取組】

| 取組の内容         |                                                                                                                                                                                                          |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域での支え合い意識の普及 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の支え合いの事例の紹介など、活動の周知や支援を通して、市内全域に支え合いの意識を広めていく。</li> <li>・生涯学習まちづくり出前講座等の周知及び活用に努め、地域福祉についての理解促進や、地域課題解決に向けた取組を考える機会づくりを行う。</li> </ul>                          |
| 関心を持つきっかけづくり  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等を通じて、高齢者・障害者・子ども等を含む地域のあらゆる人が交流し、お互いの理解を深めるきっかけとなる機会を充実していく。</li> <li>・インクルーシブスポーツ（誰もが参加できる競技）に参加できる機会を創出し、様々な人がスポーツ等を通じて交流し、相互理解を深めるきっかけづくりを行う。</li> </ul> |
| 福祉学習の推進       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉に対する関心と理解を深め、支え合いの心を育むため、小・中学校・義務教育学校において福祉体験を通じた教育活動を継続して実施する。</li> <li>・地域人材の活用による教育内容の充実を図るとともに、児童生徒が実感を伴って学ぶことができる教育課程を創造していく。</li> </ul>                  |



## (2)地域福祉活動の担い手づくり

アンケート調査においては、若い世代を中心に地域福祉活動に参加したことのない割合や地域福祉活動に関心のない割合が増加しており、仕事や家事等の負担が大きいことも要因と考えられます。

地域活動に参加することは、助け合える仲間との関係づくりや、生きがいつくり、地域の課題の発見・解決につながります。そのため地域福祉においては、活動の規模等にかかわらず、住民同士が自発的・自主的に何らかの活動を行うことが重要です。

本市では、住民同士の自発的な活動を推進するため、地域福祉活動に参加する機会の提供やボランティアの養成、ボランティアに興味を持つきっかけづくりのための周知啓発など、担い手の確保・育成に向けた取組を行っています。

地域福祉活動への参加にあたっては、地域への愛着や様々な分野への興味・関心をきっかけに、実践へつなげられることが大切です。地域福祉活動への参加経験のない層へのアプローチや、無関心層へのさらなる周知啓発に取り組むとともに、新しい方が活動に参加しやすい環境づくりに取り組むなど、担い手育成に向けた支援を推進します。また、今後は地域の支援ニーズの多様化や既存の担い手の高齢化など、様々な地域課題が顕在化していくことが見込まれます。地域住民の自発的な活動を促進するとともに、その活動が地域課題の解決につながるものとなるよう、支援を行います。

### 目指す効果

地域福祉活動に、地域住民がそれぞれ担い手として、できることで参加していくことで活力が生まれるとともに、「支え手」「受け手」の垣根を越えた「支え合い」で地域がつながる。

### 【市民・地域の取組】

| 取組の内容          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民が取り組むこと      | <ul style="list-style-type: none"><li>・自分が持つ技術や知識を、地域活動に役立てる。</li><li>・身近な人と誘い合って地域活動に参加する。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 地域が取り組むこと      | <ul style="list-style-type: none"><li>・間口が広く、誰もが地域活動に参加しやすい環境をつくる。</li><li>・地域の行事やイベントの際にボランティア団体と協力し、ボランティアが活躍できる場を広げる。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                              |
| 社会福祉協議会が取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"><li>・活動の中心となる役員や世話人の負担軽減やサポートを行い、活動しやすい環境づくりに取り組む。</li><li>・「ボランティアセンター」において、ボランティア活動への関心を高めるためのPRや、担い手の拡大と育成に取り組む。学生や企業への働きかけを通じて、活動者層の拡大に取り組む。</li><li>・災害ボランティアセンターにおいては、災害発生後の復興支援について協力体制の充実を図っている。今後も企業団体など様々な団体との協力体制を構築し、支援の充実に努める。</li><li>・住民相互の支え合い活動として行っている「すけっとや」についても、支援ニーズの変化に対応できるよう、必要に応じて見直しを行う。</li></ul> |

## 【行政の取組】

| 取組の内容         |                                                                                                                                                                                                        |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域の人づくりへ向けた支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の活動を支援するとともに、地域課題の解決につながる講座を行う等、住民の地域福祉に関する理解を深め、地域福祉活動の担い手を育成する。</li> <li>・講座の参加者等の関心の高い人がつながることで、地域課題を共有し、新たな取組につながるきっかけをつくる。</li> </ul>                   |
| 多様な学習機会の確保    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習する意欲のある高齢者や障害のある人を含むすべての市民に対し、一人ひとりのニーズに応じた学習の機会や情報を提供する。</li> <li>・多様な世代層のニーズや異文化間交流等の期待に応えることができるよう、生涯学習講座の拡充を図り、より一層の学習機会の提供に努める。</li> </ul>              |
| ボランティア活動の充実   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ボランティアセンター」と連携し、活動のPR、研修や交流を実施する等活性化を図る。</li> <li>・当事者同士の支え合いを推進するため、高齢者や障害のある人による福祉活動や、子育て経験者等による支援の仕組みづくりを促進する。</li> </ul>                                  |
| アクティブシニア層の活躍  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の高齢者が培った知識や経験を活用し、シルバー人材センターの運営を支援し、地域人材の掘り起こしや、地域の高齢者の就労支援や社会参加の促進を推進する。</li> <li>・生きがいの充実や社会参加を進めるため、ボランティア活動や就労等、多様なニーズを受け止め、マッチングできる仕組みを構築する。</li> </ul> |



↑ 明郷わくわく学びタイム

地域住民と子どもたちのゆるやかなつながりの場です。

### (3)地域活動の充実

地域共生社会を実現するためには、身近な地域で気軽に世間話をしたり、地域の住民や専門職が集まったり、相談や交流のできる場を充実させることが重要です。一方で、近年は核家族化、世帯規模の縮小、働き方の変化や生活様式の多様化等に伴い、地域生活における日常的な関わりやふれあいの機会が減少しています。

本市では、通いの場の運営や企画、フレイル予防教室の実施、運動・スポーツをする環境づくり等により、地域住民同士の交流の場の確保を図っています。また、市内の各地域においては町内会などの住民自治組織において地域課題の解決やまちの活性化につながる自主的・主体的な市民活動が行われています。

今後も、地域の実情に応じた交流の場の確保や地域活動の活性化を図るため、担い手の確保・養成に取り組むとともに、町内会や老人クラブなど地域活動の中心となる組織への活動支援等に取り組めます。

#### 目指す効果

地域や団体の活動を支援することで、組織力を強め、地域福祉充実のための社会資源としての機能を担う。

#### 【市民・地域の取組】

| 取組の内容          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民が取り組むこと      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域で行われる行事等へ積極的に参加する。</li> <li>・ 地域活動やボランティア活動に対する理解を深める。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 地域が取り組むこと      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な世代の住民、障害者、外国人等が参加しやすい地域環境をつくる。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 社会福祉協議会が取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支え合いやふれあい活動、介護・介護予防研修会に加え、地域のニーズや課題解決に向けた活動等の小地域福祉活動を拡大する。</li> <li>・ ふれあいいきいきサロンや社協型活動総合推進事業（小地域のお茶の間づくり）等の増加と活動内容の親密化を図る。</li> <li>・ サロン活動の充実と見直しによる負担軽減を中心に、地区社協活動とサロン等集いの場への支援を行う。</li> <li>・ 日常生活上の多様な生活ニーズについて、地域の住民同士で困りごとを解決する互助活動を実施する。</li> <li>・ 認知症カフェやお茶の間サロンなど、地域住民が集い、活動する場へ参画し、ともに考えながら、地域課題等も含め、活動に取り組むことができるよう、支援を行う。</li> </ul> |

#### 【行政の取組】

| 取組の内容   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会参加の促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の一人暮らし高齢者や障害のある人、子育て中の親子等、孤立しやすい人々が社会参加できる機会を増やすことで、孤立感の解消や生きがいづくり、健康づくり、介護・認知症の予防等につなげる。社会参加を妨げる要因は様々であることから、関係機関等と連携し、多様な社会参加の機会の充実に努める。</li> <li>・ 高齢者等が身近な「通いの場」を見つけ、継続して参加できるよう支援する。また、通いの場の運営・企画を行う人材を養成する。</li> <li>・ 社会参加は心身の健康づくりにもつながることから、健康づくりの分野とも連携し、効果的な健康づくりと介護予防の一体的な取組を推進する。</li> </ul> |

| 取組の内容              |                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域団体等に対する支援        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内会をはじめとした地域団体や当事者団体等、市内で交流や支え合いの活動を行う団体に対し、それぞれの活動に応じた支援を行うことで、活動の活性化を図る。</li> <li>・ 地域に住む多様な住民が話し合うことのできる場づくりに取り組む。また、住民協働の取組によって地域課題の解決に取り組める仕組みづくりに努める。</li> </ul>                         |
| 地域課題解決に向けた活動に対する支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域が主体となって地域課題の解決に取り組む活動の立ち上げを支援する。</li> </ul>                                                                                                                                                  |
| 運動習慣づくり、環境づくり      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関と連携し、誰でも運動・スポーツができる環境づくりや、定期的に運動を行う習慣化のきっかけづくり、地域とのつながりのきっかけづくりを行う。また、オンラインでの参加も可能とするなど、より参加しやすい方法・内容でのイベントの実施に努める。</li> <li>・ 個々の体力や運動機能に応じて運動の習慣化に取り組めるよう、気軽に利用できる施設の設置に取り組む。</li> </ul> |
| 寄附金の活用による地域活動の支援   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉協議会と連携した共同募金の実施・活用や、寄附金を募るための方策について検討を行い、地域活動の活性化に向けた支援及び財源の確保に努める。</li> <li>・ ふるさと納税等の制度を活用した、福祉の充実や地域の活性化につながる取組について検討を進める。</li> </ul>                                                   |



↑元気もりもり体操（自主グループ）  
みんなの「通いの場」はいつも笑顔に包まれています。

## 基本目標 2 ふれあい・支え合いの地域づくり

### (1)地域の見守りや交流の促進

高齢者のみ世帯の増加や複合的な課題の顕在化が進んでおり、地域住民の支援ニーズも多様化しています。社会情勢の変化等により地域のつながりの希薄化も進む中で、社会的孤立や孤独死等の問題も深刻化しています。地域の多様な課題に対応していくためには、公的な支援や福祉サービスによる支援に加え、隣近所や地域での見守りを促進し、「お互いさま」の気持ちで困っている人を支え合う仕組みづくりが必要です。

本市では地域のつながりづくりや居場所づくりを目的として、地域での交流の場づくりや賑わい空間の創出に取り組んでいます。地域での交流を通じて、住民同士の見守りや支え合いの意識が醸成されるよう取り組むとともに、孤立の状態にある人の社会参加の促進に取り組めます。

#### 目指す効果

隣近所や地域で「お互いさま」の気持ちで困っている人を支え合い、見守り合うことで、課題が深刻化する前に必要な支援につなぐことができる。

#### 【市民・地域の取組】

| 取組の内容          |                                                                                                                                                                                |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民が取り組むこと      | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域のつながりを深めるため、あいさつ等の隣近所での声かけを行う。</li><li>・民生委員・児童委員の活動に関心を持つ。</li><li>・地域のサロンや通いの場、地域行事等に積極的に参加し、地域の人々とのつながりをつくる。</li></ul>             |
| 地域が取り組むこと      | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域の中で、人々が気軽に集い、交流する場や機会をつくる。</li><li>・民生委員・児童委員が活動しやすい環境をつくる。</li></ul>                                                                 |
| 社会福祉協議会が取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"><li>・世代間交流を図る地区社協の取組を支援する。</li><li>・地域課題について住民同士が話し合う場の構築や、地域の見守り活動の推進等に取り組む。</li><li>・地域福祉貢献活動として、市内社会福祉法人と連携して地域福祉の推進に寄与する取組を行う。</li></ul> |

#### 【行政の取組】

| 取組の内容          |                                                                                                                                                                                        |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 民生委員・児童委員の活動支援 | <ul style="list-style-type: none"><li>・住民と行政のパイプ役として、見守り・支え合い活動や、地域の実態把握を行う民生委員・児童委員に対する市民の認知度を高めるため、周知・広報活動の充実を図る。</li><li>・民生委員・児童委員活動の負担軽減や活動しやすい環境づくりを行うとともに、担い手の確保に努める。</li></ul> |
| コミュニティ・スクールの推進 | <ul style="list-style-type: none"><li>・「地域とともにある学校」を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」のさらなる充実を図る。また、地域学校協働活動との一体的推進にも取り組む。</li></ul>                                                                |



| 取組の内容       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 多様な「居場所」の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の活動の場や、障害者や高齢者、放課後の子どもの居場所・情報交換の場となる地域活動支援センターを設置する。</li> <li>・地域包括支援センターや地域活動支援センター、こども家庭センターなどと連携し、あらゆる世代・属性の住民に対して、交流の促進や創作活動の場づくり、地域活動への参加促進などを支援する。</li> <li>・【再掲】高齢者等が身近な「通いの場」を見つけ、継続して参加できるよう支援する。また、通いの場の運営・企画を行う人材を養成する。</li> <li>・子ども食堂やコミュニティ・キッチン等、地域での居場所づくりに取り組む団体との連携を図り、地域での居場所づくりを推進し、孤立・孤独や閉じこもりの防止に努める。</li> </ul> |
| 多世代交流の推進    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のあらゆる人々が交流し、高齢者や障害のある人にとっては生きがいづくり、子どもにとっては社会性や協調性を養うことにつながるができるよう、高齢者の知恵や技能を活用し、高齢者・子ども等の多世代がふれあう機会をつくる。</li> <li>・「上下地域共生交流センター（ふらっと上下）」、「i-coreFUCHU（いこーれふちゅう）」等地域の賑わい拠点の活用等により、多世代交流の促進を図る。</li> </ul>                                                                                                                               |
| 健康長寿への取組    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院や医療機関等と連携し、生活習慣病予防やフレイル・介護予防等の取組を地域に浸透させ、健康長寿を推進します。</li> <li>・在宅医療に関わる人材育成強化のために、医師会等と連携し関係者向けの研修会の充実を図る。</li> <li>・多職種連携による入退院支援を行う。</li> </ul>                                                                                                                                                                                        |



↑ 民生委員・児童委員と行政の連携の様子  
民生委員・児童委員は「つなぐ」活動で地域を支えています。

## (2)地域における防災・防犯活動の強化

市民が安心して生活するためには、地域の実態に応じた防災・防犯対策を推進することが重要です。本市では、地域で支え合う共助の社会づくりの一環として自主防災組織の結成を推進し、結成率 100%を達成しています。一方で、災害時にひとりで避難することが困難な人を支援するための「避難行動要支援者避難支援制度」については、十分に活用されているとは言えない状況であり、地域の自主防災組織等と連携して活用促進に取り組む必要があります。

災害時には、公的な支援が届くまでに時間を要する場合もあり、自助努力により自分の身を守ることと、近隣住民同士で助け合うことが非常に重要となります。いざというときに助け合えるよう、日ごろからの関係づくりと支え合いに取り組むことが求められます。

防犯の分野については、近年は犯罪の手口が多様化しており、防犯対策の重要性が増しています。市民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯ボランティア等の自主防犯組織への協力と参加を呼びかけます。また、日ごろからの地域のつながりや見守り体制を強化し、犯罪が起りにくい地域をつくることも重要です。

### 目指す効果

地域での「自助」「共助」の意識を高め、防災・防犯活動に取り組むことで、安全で安心な地域ができる。

### 【市民・地域の取組】

| 取組の内容          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民が取り組むこと      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災用品や非常食等を日ごろから備蓄する。</li><li>・ 近くの避難場所やハザードマップなどを確認しておく。</li><li>・ 隣近所で支援が必要な人への声かけ、見守りを行う。</li><li>・ 災害に備え、積極的に避難訓練等に参加する。</li></ul>                                                                                                                          |
| 地域が取り組むこと      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の情報や、解決方法を地域内で共有する。</li><li>・ いざという時に住民同士で助け合えるよう、住民同士が関わりを持てる機会づくりに努める。</li><li>・ 避難に支援が必要な人について把握する。</li><li>・ 自主防災組織の充実等、地域での防災意識の向上に努める。</li></ul>                                                                                                       |
| 社会福祉協議会が取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害時の生活復興支援について、市内社会福祉法人と連携して取り組む。</li><li>・ 災害発生後の連携について、迅速な支援体制づくりを行えるよう、日ごろからの関係機関等とのつながりづくりに取り組む。</li><li>・ 被災者生活サポートボランティアセンターを中心に、支援体制の充実に取り組んでいます。さらなる充実に向けて、ネットワーク推進会議において緊密な情報共有を行う。</li><li>・ ボランティアセンターを運営し、ボランティアの活動ニーズの把握、活動のコーディネートを行う。</li></ul> |



## 【行政の取組】

| 取組の内容             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防災・防犯活動の促進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災リーダーの認定を継続し、地域で活躍できる人を増やすことで、自主防災組織の活性化と地域防災力の向上を図る。</li> <li>・災害時に住民同士で助け合えるよう、地域の関係づくりの重要性の周知に取り組む。</li> <li>・安心・安全なまちづくりを進めるため、交通安全活動や防災・防犯、消費者保護等の地域ぐるみの活動を促進する。</li> <li>・交通安全活動については、引き続き町内会、警察署、交通安全協会、PTA 等と連携し、街頭指導及び啓発活動を推進する。</li> <li>・防犯、消費者保護については、防犯カメラの設置や町内会が設置する防犯灯への補助、消費生活相談窓口の設置等の取組を継続し、体制の強化を図る。</li> </ul> |
| 避難行動要支援者避難支援制度の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に自力で避難が困難な高齢者・障害者等の「避難行動要支援者」に関して、町内会や民生委員・児童委員と連携して避難支援プランを作成する「避難行動要支援者避難支援制度」の活用を進める。</li> <li>・避難行動要支援者避難支援制度の有効活用に向けて、必要性の周知や理解促進に努める。</li> <li>・避難行動要支援者避難支援制度が実効性のあるものにするため、定期的な情報更新を行う。</li> </ul>                                                                                                                          |
| 防災知識の普及           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災士の養成講座を実施する等、地域コミュニティや住民単位での防災知識の普及に取り組む。</li> <li>・非常時には地域住民が主体となって避難所運営を行えるよう、避難所開設・運営マニュアルの作成や、継続的な避難所開設訓練等の実施に取り組む。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                   |
| 福祉避難所の設置          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の避難所では生活することが困難な高齢者や障害者等が、災害時に避難することができる福祉避難所の充実に向け、施設等の関係者と調整を行う。</li> <li>・福祉避難所の開設・運営マニュアルを作成し、円滑な福祉避難所の開設を促す。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                         |



↑消防団の消防大会の様子  
地域における防災のリーダーとして安全な暮らしを支えています。

### (3)関係機関との連携強化

地域住民の抱える課題は多様化・複雑化しており、分野を超えた連携による支援が必要な場合もあります。子どもから高齢者まで、誰もが地域で安心して暮らすためには、個別の地域課題を地域で解決するための仕組みを構築しつつ、複雑化・複合化するニーズに対応できる体制を整備することが重要です。

本市では、上下地域において、ふらっと上下を核に官民が連携し、日常生活に必要な支援等を行う体制が構築されています。児童から高齢者まですべての住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、こうした仕組みを全市的に広げていくことが求められます。

#### 目指す効果

保健・福祉・医療をはじめとした様々な機関の専門職や、住民組織、ボランティア等が連携することで、高齢者、子育て世帯、障害者等が地域で安心して暮らすために必要な支援を適切に受けることができる。

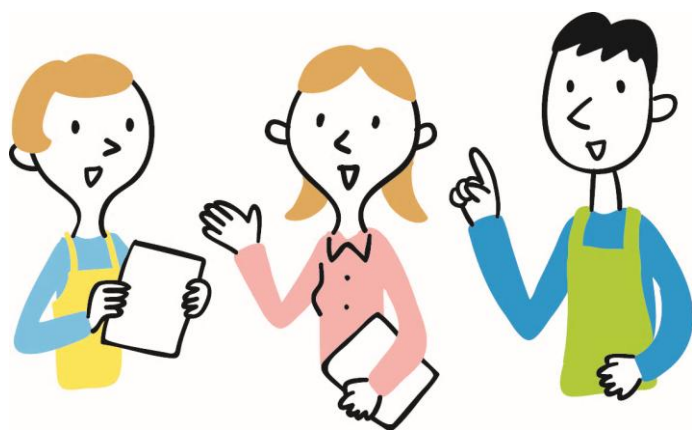
#### 【市民・地域の取組】

| 取組の内容          |                                                                                                       |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民が取り組むこと      | ・困りごとについて、市や社会福祉協議会等の機関に相談する。                                                                         |
| 地域が取り組むこと      | ・地域の課題について、市や社会福祉協議会等の機関に相談する。                                                                        |
| 社会福祉協議会が取り組むこと | ・地域ごとの多様な課題に対応できるよう、地域の実状把握や住民・関係機関等との多層的な連携体制の構築に努める。<br>・生活に課題を抱える個人や世帯の支援に向けて、地域や関係機関と連携できる体制をつくる。 |

#### 【行政の取組】

| 取組の内容        |                                                                                                                                                                                              |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域での情報共有     | ・町内会や地区社会福祉協議会等の地域組織や、様々な支援機関を含めた情報共有の場を開催する等、情報の把握や共有等を図る。<br>・個別の課題を地域の課題として捉え、必要に応じて専門職が介入しながら地域課題を地域で解決する仕組みの構築に努める。<br>・複合的な課題を抱えた人や制度のすきまとなっている人へ適切な対応について協議が行えるよう、個別ケース検討会議の場づくりに努める。 |
| こころの支援ネットワーク | ・要保護児童地域対策協議会・DV防止・障害者支援・高齢者支援・メンタルヘルス支援・教育関係の6つの分野のネットワークを通じて定期的に情報共有を行う。<br>・必要に応じて関係機関と連携し、役割分担等を行い課題解決を図る。                                                                               |
| 社会福祉法人との連携強化 | ・市内の社会福祉法人の公益的な活動について、地域のニーズに応じた活動となるよう、市と社会福祉法人との連携を強化する。                                                                                                                                   |

| 取組の内容               |                                                                                                                                                                                   |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 上下地域の地域包括ケア拠点設置     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上下地域において、ふらっと上下を核として官民が連携し、子どもから高齢者まですべての世代が住み慣れた地域で日常生活に必要な支援等を受けられる体制づくりに努める。</li> </ul>                                               |
| 地域生活支援拠点等の設置        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある人が地域で希望する生活を送ることができるよう、緊急時の受入れや、相談支援等、関係機関が連携して生活を支える地域生活支援拠点を設置している。関係機関への制度周知を徹底し、緊急時には制度に基づく対応を迅速に行うことのできる体制づくりに努める。</li> </ul>  |
| 社会福祉協議会との連携強化       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉協議会が、地域福祉の推進を図る公共性の高い団体として期待される役割を果たすことができるよう、連携を図りながら地域福祉の向上に取り組む。</li> <li>・ 社会福祉協議会の委託事業、補助事業については必要性を精査しながら継続して実施する。</li> </ul>  |
| 民間活力との連携強化          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 官民共同で地域共生社会の実現を目指し、民間の活力やネットワークを活用した地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進する。</li> <li>・ 民間事業者と協定を締結し、地域の見守り、災害時の支援、地域で安心した生活を送るための支援に連携して取り組む。</li> </ul> |
| 生活習慣病の予防、早期発見       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康教育を充実させるとともに、地域、職域、医療機関（内科・歯科・眼科等）、健康保険組合との連携により、効果的な生活習慣病の予防に努める。</li> </ul>                                                          |
| 子どもを取り巻く課題の解決に向けた支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヤングケアラーや子どもの貧困等、子どもに関する課題については、教育機関等との連携のもと、課題を抱える子どもや世帯の発見に努める。</li> <li>・ 福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携を行い、家族支援の視点から必要な支援につなげる。</li> </ul>  |



## 基本目標 3 安心して暮らせるまちづくり

### (1)取り残さない支援体制の整備

安心して暮らせるまちづくりの実現には、高齢者・障害者・子育て世帯に係る相談等、市民の日常生活で発生する多様な課題について、身近な地域で受け止めることができる相談支援体制づくりが必要です。

アンケート調査では、悩みや困りごとの相談先として、行政機関や民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの相談窓口の割合が低くなっている一方で、相談相手がいない割合は約1割となっています。相談相手のいない人が困りごとを抱えた時には早期に相談できるよう、相談窓口の周知及び相談しやすい体制づくりに取り組むことが重要です。

また、近年は地域住民の抱える課題の複雑化・複合化が進んでおり、相談から速やかに分野横断的な支援につなげられる体制づくりが求められます。特に、複雑化・複合化した課題を抱える人は、社会的に孤立していたり、自分から相談することが難しい場合もあることから、あらゆる関係機関と連携し、包括的な相談支援やアウトリーチの支援、社会参加の支援等を一体的に実施する「重層的支援体制」の整備に取り組むことも重要です。

#### 目指す効果

市民の日常生活で発生する多様な課題に対応できる相談窓口をはじめとして、様々な分野が連携して支援にあたる体制を構築することで、誰も取り残さない支援を行うことができる。

#### 【市民・地域の取組】

| 取組の内容          |                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民が取り組むこと      | ・一人暮らし高齢者や障害者等、身近な支援が必要な人に対して、声かけや見守りをする。                                                                                                                                                                                                                  |
| 地域が取り組むこと      | ・声かけや見守りを通じて、地域での孤立を防ぐ。<br>・地域課題の把握と、市や社会福祉協議会の実施する施策の情報を共有する。                                                                                                                                                                                             |
| 社会福祉協議会が取り組むこと | ・地域包括ケア体制の基盤を担い、在宅生活の維持、継続を支援するため、適切なサービスの提供に努める。<br>・関係機関と連携し社会資源を効果的に活用し、住民の生活上の悩みごとに対応できる福祉相談を実施する。<br>・多様で複雑な課題を抱え生活のしづらさに直面している人たちが、地域で安心して生活が継続できるよう、関係機関・団体と連携して支援を行う。<br>・定期的にひきこもりの当事者家族が話し合える場を提供するなど、支援に取り組む。<br>・安定的な運営体制を確立するため、自主財源の確保に取り組む。 |

## 【行政の取組】

| 取組の内容               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域包括支援センターの充実       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が住み慣れた地域で生活続け、身近な場所で相談ができるよう「地域包括支援センター（サブセンター・サブセンター上下）」や「地域包括支援センターブランチ」において相談しやすい体制づくりに努めるとともに、活動の充実を図る。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                       |
| 府中市子育てステーションの充実     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠から出産・子育てまで切れ目のない子育て支援を行う拠点として「子育てステーション」を充実させ、安心して子育てのできる環境をつくる。</li> <li>・地域全体で子育て家庭を支える体制づくりに向けて、地域との連携体制についても検討を進める。</li> </ul>                                                                                                                                                                                            |
| 上下地域の地域包括ケア拠点設置【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上下地域において、ふらっと上下を核として官民が連携し、子どもから高齢者まですべての世代が住み慣れた地域で日常生活に必要な支援等を受けられる体制づくりに努める。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                      |
| 生活困窮者自立支援事業の実施      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な理由で生活に困っている人の相談機関「くらしサポートセンター」において生活再建に向けた支援を行う。自立した生活を送ることができるよう、さらなる機能強化に取り組む。</li> <li>・子どもに放課後の学習の機会を提供し、貧困の連鎖を防ぐ。</li> </ul>                                                                                                                                                                                            |
| 断らない相談支援体制の整備       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政のあらゆる窓口において、本人や世帯の属性を問わず課題を受け止めることができるよう、職員の課題意識向上について職員研修等、市を挙げて対処するための環境を整える。</li> <li>・地域の様々な相談窓口について、相互連携の強化を図り、複合的・分野横断的な問題に対しても適切に対応できる体制づくりに努める。</li> <li>・府中地域障害者生活支援センター等の相談支援体制を充実させ、障害者が地域で自立した生活を送れるよう支援する。</li> <li>・ひきこもりの問題について、本人が望む今後の生活を目指して必要な医療・制度等につなげるなど長期的な視点で伴走型支援に取り組むとともに、必要に応じて家族支援を行う。</li> </ul> |
| アウトリーチの仕組みづくり       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・複合的な課題を抱えているために必要な支援が届いていない世帯や、自分から相談することが難しい人などの情報を早期に把握するため、関係各課との情報共有体制の強化に取り組むとともに、民間事業者などとも協働し、見守りや異変に気づく仕組みづくりに取り組む。</li> <li>・支援につながった後も継続して見守りを行い、生活実態の把握に取り組むとともに、必要に応じてさらなる支援につなぐ。</li> </ul>                                                                                                                         |
| 地域づくりに向けた支援         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な属性の住民同士が交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源開発、支援ニーズと地域資源のマッチング等を行えるよう地域における取組のコーディネート等を実施する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                            |
| 社会参加に向けた支援          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の支援制度では対応できない社会参加のニーズに対して、地域資源を活用しながら就労支援や居住支援、学習支援等の社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                         |
| 自殺対策計画              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携し、「生きることの包括的な支援」に取り組む。また、相談窓口の周知等により孤立防止を図る。</li> <li>・若年層の自傷行為や自殺未遂の防止、自死遺族への支援等に取り組む。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                       |

## 【複雑化・複合化した課題の例】

私も高齢なのに家で介護をしなくちゃいけない。  
でも、誰にも頼れない…



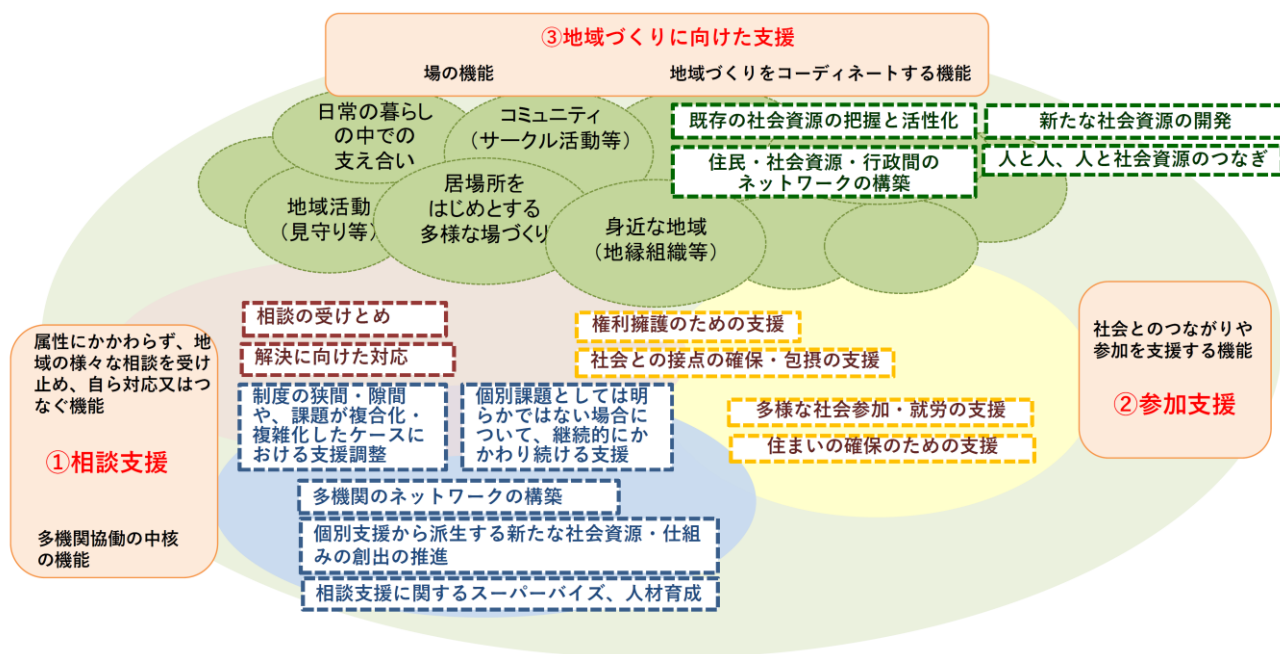
ひきこもったまま50代になった子どもと、80代の親の世帯。  
この先どうやって生活すれば…



家族のお世話が大変で、勉強にも集中できないし、遊ぶ時間もない。  
私が頑張らないといけないのに…



## 【重層的支援体制のイメージ】



資料：厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について」

## (2)権利擁護等の推進体制の充実

認知症や障害があっても、適切なサービスを利用して、安心して住み慣れた地域で生活できるようにするためには、権利擁護の体制を整備する必要があります。本市では令和4年から成年後見制度の利用促進に向けた中核機関を設置しており、権利擁護支援を利用しやすい体制づくりに努めています。

また、重大な権利侵害である虐待を早期に発見し、深刻化を防ぐためには、地域の見守り等により兆しを発見し、支援に結びつける等、行政・地域・専門機関が連携して対応する体制を構築することが必要です。

### 目指す効果

成年後見制度の利用や、虐待の防止等権利擁護の体制を整備し、周知することで、あらゆる人の権利が保障される。

#### 【市民・地域の取組】

| 取組の内容          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民が取り組むこと      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利擁護に関する制度について関心を持つ。</li> <li>・ 認知症について正しい理解を深める。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                    |
| 地域が取り組むこと      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見守り活動等を通じて、支援が必要な人を把握する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                             |
| 社会福祉協議会が取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症、知的障害及び精神障害等で判断能力が不十分な方に対し、金銭管理をはじめとした生活の支援や、成年後見制度の利用支援を行う等、安心して日常生活が送ることができるよう支援する。</li> <li>・ 成年後見制度については、令和4年度に関係機関との調整を行う中核機関を市から受託し、制度の広報周知、相談会の実施などを行っています。さらなる利用促進を図るため、後見申立てを行う際のサポートを行う。</li> <li>・ かけはしによる福祉サービス利用援助と法人後見についても、本人の権利が守られるための支援を引き続き行う。</li> </ul> |

#### 【行政の取組】

| 取組の内容       |                                                                                                                                                                                                   |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相談窓口の充実     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉協議会の実施する弁護士による法律相談のほか、司法書士相談、一般相談等、地域の身近な相談窓口の充実を支援する。</li> <li>・ 断らない相談支援体制の整備や、相談から支援につながることでできる体制の整備に取り組む。</li> </ul>                             |
| 成年後見制度の利用支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 判断能力が不十分な人の権利を守るため、令和4年4月に関係機関との調整を行う中核機関を設置し、社会福祉協議会に業務を委託している。今後、権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」の中核となる機関として、よりスムーズに制度利用につながるよう仕組みの調整・整備を進め、制度利用を促進していく。</li> </ul> |



| 取組の内容                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 虐待の防止                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障害者・児童の虐待防止・DVに対する相談、支援について、要保護児童地域対策協議会やDV防止支援ネットワーク会議等、会議の充実や関係機関との連携強化を図り、虐待防止や再発防止につなぐ。</li> <li>・高齢者虐待について、地域包括支援センター（サブセンター・サブセンター上下）を中心に迅速に対応できる体制の整備に努める。</li> <li>・虐待の早期発見と適切な対応に向けて、広報紙、ホームページ、各種会合等のあらゆる機会を通して、地域団体や住民への意識啓発を図る。</li> </ul> |
| 虐待の未然防止・早期発見・早期対応につながる仕組みづくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>・府中市子ども見守りシステムを活用するとともに、予防的支援体制を構築し、虐待の未然防止につなげる。</li> <li>・虐待等の様々なリスクが表面化する前に支援につなぐことができるよう、AIによってリスクを分析し、察知するシステムを広島県と協力して開発に取り組む。</li> <li>・虐待を早期に発見し、対応につなげるため、関係機関との連携を強化する。</li> <li>・妊娠期からの切れ目のない支援を通じて、養育に課題のある世帯の早期発見と虐待の未然防止に努める。</li> </ul>      |
| 人権教育の推進                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権に関する講座や広報紙等を通じて、広く市民に対して人権に関する啓発を行う。</li> <li>・偏見や差別意識の解消に向けて、学校等との連携のもと若い年代からの人権意識の醸成を図る。</li> <li>・府中市人権擁護委員協議会等と連携し、人権に関する相談対応や人権の尊重に向けた啓発活動を行う。</li> </ul>                                                                                           |





### (3)すべての人に優しいまちづくり

複雑かつ多様化する市民の生活課題を解決するためには、住民個々のニーズに合った適切なサービスを提供できる仕組みづくりが求められます。

アンケート調査では、福祉に関する情報について「あまり入手しにくい」「入手しづらい」「入手方法が分からない」を合わせた割合が約6割となっており、情報が十分に行き渡っていない状況がうかがえます。それぞれのニーズに応じて必要な情報を収集し、適切なサービスを選択できるよう、多様な媒体を活用した情報発信や内容の充実等に取り組むことが求められます。

また、年齢・性別・国籍・障害の有無にかかわらず、すべての人が安心して暮らすことのできるまちの実現に向けては、建築物等のバリアフリー化や情報のバリアフリー化、心のバリアフリー化に取り組むことが重要なことから、今後もユニバーサルデザインを取り入れた環境整備や情報保障の取組、多様性や合理的配慮に関する周知啓発等に取り組めます。

#### 目指す効果

住民個々のニーズに合った適切な情報提供や、サービスの充実を推進することで、すべての住民が社会参加することができる。

#### 【市民・地域の取組】

| 取組の内容          |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民が取り組むこと      | ・ 地域での交流を通じて、相互に支援できる関係をつくる。<br>・ 福祉サービスの情報入手や、必要なサービスを利用する。                                                                                                                                                                                                                              |
| 地域が取り組むこと      | ・ 地域の課題に対し、支援ができる体制をつくる。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 社会福祉協議会が取り組むこと | ・ 高齢者や障害者の地域生活を支える福祉サービスを実施し、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援を提供する。<br>・ 相談窓口で受けた相談内容の課題を整理し、適切な支援につなげる機能を強化することで、複雑かつ困難な課題に対しても連携して対応できる体制を維持していく。<br>・ 生活を立て直し自立するための資金貸付、また、民生委員・児童委員と協働した生活支援金の活用による支援を行う。<br>・ 認知症や障害等で、自分ひとりでサービスの利用等の判断をすることが不安な人が日常生活を安心して暮らせるよう、かけはしによる支援と、関係機関との連携を図るよう努める。 |

#### 【行政の取組】

| 取組の内容            |                                                                                                                                                                       |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 誰もが安心して暮らせる空間の整備 | ・ 段差の解消やわかりやすい案内標識を設置する等、公共公益施設や都市空間のバリアフリー化を推進する。<br>・ ピクトグラムによる表示や、配色への配慮等、ユニバーサルデザインを取り入れた環境整備に取り組む。                                                               |
| 外出による社会参加支援      | ・ 公共交通の空白地等、地域の状況に応じた移動手段を確保するため、公共交通の利用ニーズや目的地等のデータを蓄積・解析し、より利用しやすい公共交通を目指して交通事業者と運行改善や見直しを図る。<br>・ 移動が困難な方への支援について、公共交通以外の移動支援策も公共交通と一体的な市民サービスとして検討し、外出の機会の確保に努める。 |

| 取組の内容        |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 情報のバリアフリー化   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT を活用したコミュニケーション手段の活用や、読み上げに対応する等、情報のバリアフリー化を進める。</li> <li>・ 広報ふちゅうの点字化・音声化・多言語化や、アクセシビリティに配慮したホームページの運営等に取り組む。</li> <li>・ 社会福祉協議会と連携して、手話通訳等の養成講座開催、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、情報保障に努める。</li> </ul>                                                   |
| 就労に向けた支援     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 働く意欲のある高齢者や障害のある人、子育て中の親等に対し、一人ひとりのニーズに応じた就労の機会や情報を提供する。</li> <li>・ 生活保護受給者等就労自立促進事業において、市とハローワーク等の関係機関が連携し、生活保護受給者や生活困窮者、児童扶養手当受給者に対する就労支援を行う。</li> <li>・ 関係機関と連携し、企業のニーズと働き手をマッチングする仕組みづくりに取り組む。</li> </ul>                                   |
| 住まいの確保に向けた支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅を市場において自力で確保することが難しい低所得者、高齢者、障害者、ひとり親、多子世帯等の子育て世帯、生活保護受給者、外国人、ホームレス等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保できる居住支援の仕組みとして、住宅部局と福祉部局が連携し、住宅セーフティネット制度の枠組みづくりに取り組む。</li> <li>・ 地域で希望する生活を送ることができるよう、福祉サービスの充実や、関係機関が連携して生活を支える仕組みをつくる。</li> </ul>               |
| 合理的配慮の提供     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者に対する理解を広め、障害による差別の解消を図るための出前講座等の機会を活用し、地域へ出向いて伝達を行う。</li> <li>・ 障害者等の手助けや配慮が必要な人が身につけるヘルプマーク・ヘルプカードを配布するとともに、適切な配慮を受けることができるよう、普及啓発に努める。</li> <li>・ 合理的配慮の提供が事業者等にも義務付けられた改正障害者差別解消法により、地域の事業者等に合理的配慮の提供について周知・啓発を行い、合理的配慮の提供を促す。</li> </ul> |
| 命のバトンの配布     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅の高齢者等が、かかりつけ医療機関や持病等救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キット（命のボタン）を配布するとともに、必要性の周知・説明を行い、安全と安心の確保を図る。</li> </ul>                                                                                                                                              |
| 多文化共生の取組     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「やさしい日本語」を利用した案内の実施や、ICT を活用した多言語化の支援等を行う。外国人市民等が、外国人同士のコミュニティだけでなく、地域や市の相談窓口等に困りごとを相談でき、地域で暮らしやすくなるよう環境を整える。</li> </ul>                                                                                                                        |

## 第5章 府中市成年後見制度利用促進基本計画

### 1 計画策定の背景と趣旨

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害等によりひとりで物事を判断することに心配のある方の権利や財産を守るとともに、その方の意思を尊重してその人らしい生活が送れるよう支援する制度です。本人にとって最適な「成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）」を選び、成年後見人等が財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などの福祉サービスや施設への入所に関する契約を結ぶなど、法律的な支援を提供します。

近年、全国的な人口減少や少子高齢化の進展、高齢者単身世帯の増加といった社会背景の中で、財産管理や日常生活において困難を抱える市民への権利擁護支援の必要性が高まっています。制度を必要とする人が適切に利用できるよう、制度の周知や利用促進の取組が求められています。

国では、被後見人の自発的意思の尊重や適切な意思決定の支援、身上の保護の重視といった成年後見制度の理念を尊重した制度利用を促進するため「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年4月に公布し、同年5月に施行しました。本法律では、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、令和4年3月に新たな基本計画として「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しています。同計画では、市町村の役割として地域連携ネットワークの構築・中核機関の設置及び運営・市町村長による後見開始等の申立や成年後見制度利用支援事業の適切な実施等、成年後見制度利用促進のための取組の推進等が明記されています。

本市でも、高齢化に伴い認知症高齢者発生率は増加する見込みとなっており、知的障害者及び精神障害者数は増加傾向となっています。地域共生社会の実現に向け、認知症や障害があっても自分らしく暮らし、地域社会に参加できるようになることを目指して、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、本計画を策定することとします。

## 2 成年後見制度に関する現状

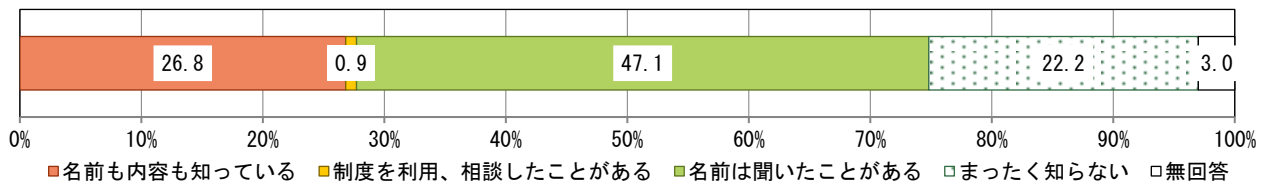
### (1)成年後見制度の周知に関する現状

成年後見制度の認知度について、「名前も内容も知っている」が26.8%、「制度を利用、相談したことがある」が0.9%、「名前は聞いたことがある」が47.1%、「まったく知らない」が22.2%となっています。

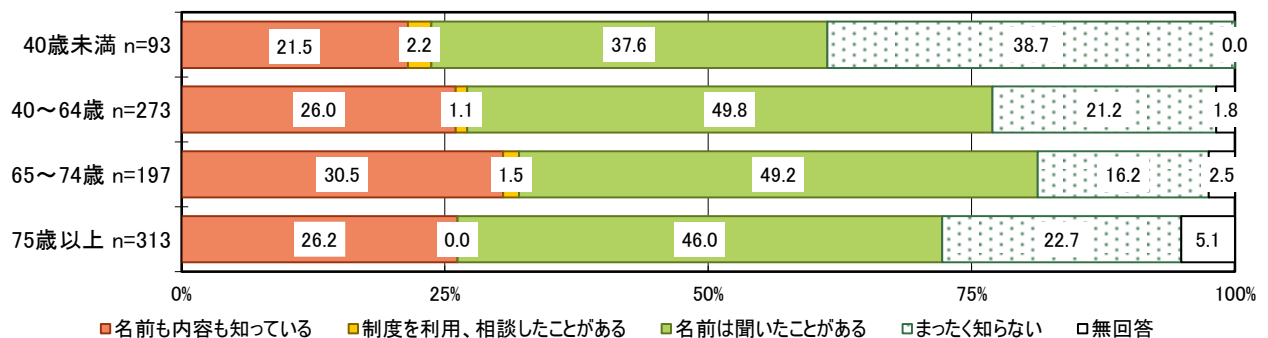
年代別に比較すると、40歳未満の年代では「まったく知らない」の割合が他の年代と比較して高くなっています。認知機能の低下が起これ始める高齢者層をみると、「まったく知らない」の割合は前期高齢者、後期高齢者ともに約2割となっています。

#### 【成年後見制度の認知度】

(SA) n=900



#### 【成年後見制度の認知度×年代】



### (2)成年後見制度の利用意向に関する現状

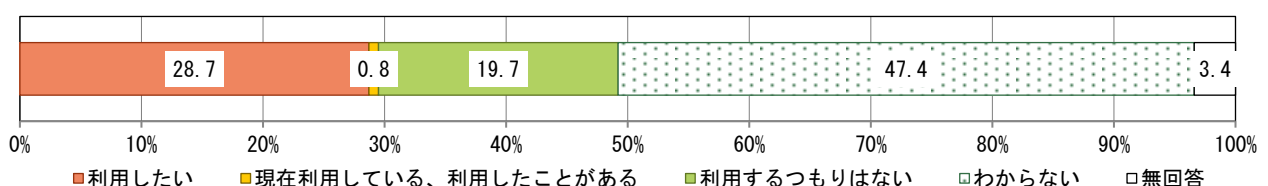
成年後見制度の利用意向について、「利用したい」が28.7%、「現在利用している、利用したことがある」が0.8%、「利用するつもりはない」が19.7%、「わからない」が47.4%となっています。

認知度別に利用意向を比較すると、「まったく知らない」層のうち3割程度が「利用したい」と回答しています。

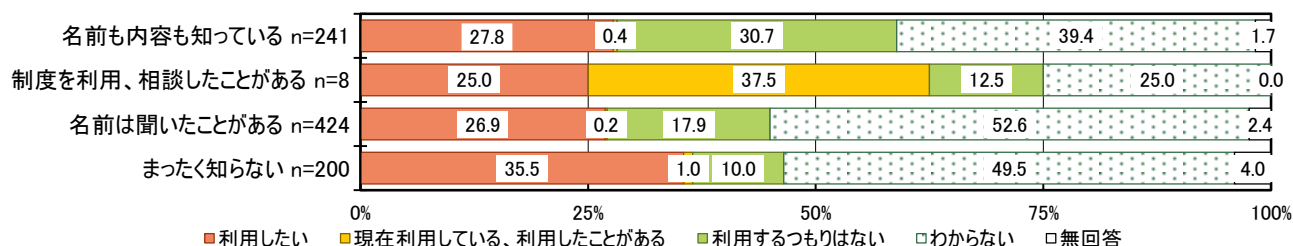
必要となった時に適切に利用できるよう、周知を図るとともに、必要とする人が適切に利用できるよう支援することが求められます。

#### 【成年後見制度の利用意向】

(SA) n=900



【成年後見制度の利用意向×成年後見制度の認知状況（調査票内に制度の概要を記載したうえで利用意向を調査）】

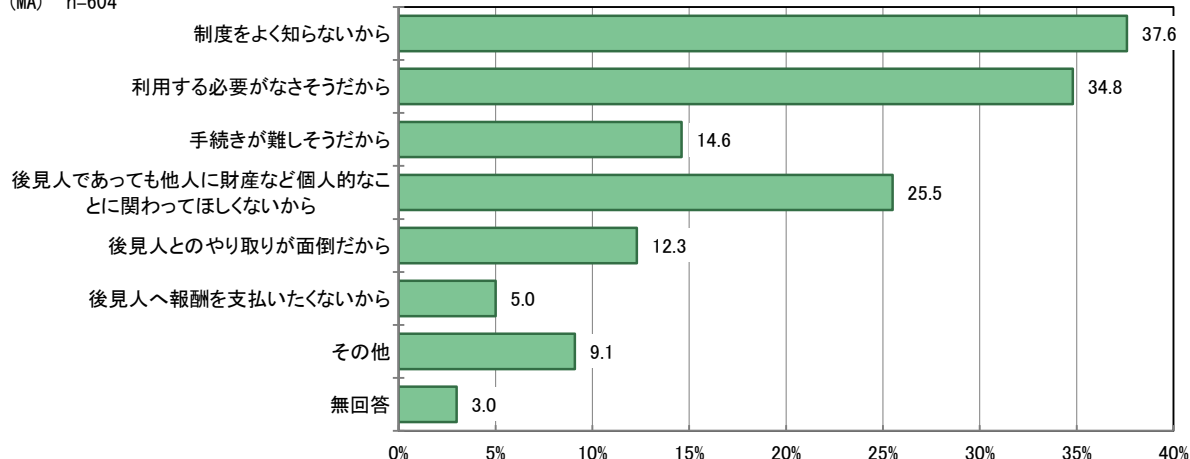


成年後見制度の利用を希望しない理由について、「制度をよく知らないから」が37.6%で最も高くなっています。次いで「利用する必要がなさそうだから」が34.8%、「後見人であっても他人に財産など個人的なことに関わってほしくないから」が25.5%で続いています。

成年後見制度は、判断能力に不安のある人の財産や権利を守るため、利用方法が細かく決められています。制度の内容の周知や利用に関する相談など、正しく理解をしたうえで適切に利用できるよう取り組むことが重要です。

【成年後見制度の利用を希望しない理由】

(MA) n=604



### 3 今後の方向性

#### 基本目標1 成年後見制度に関する理解の促進

本市では令和4年に成年後見制度の利用促進に係る中核機関を設置し、利用に関する相談等に対応しています。相談件数は増加傾向にあり、ニーズが高まっていることがうかがえます。

一方で、成年後見制度について内容まで知っている割合は3割程度となっており、詳細な利用方法や条件等についてはあまり知られていない状況がうかがえます。正しい知識を市民や支援者が持ったうえで、個々の状況に応じて制度を利用できるよう、成年後見制度の理解促進及び相談窓口の周知、相談体制の整備に取り組めます。

##### 【行政・社会福祉協議会の取組】

| 取組の内容        |                                                                                                  |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成年後見制度の広報・啓発 | ・市民の成年後見制度への関心を高め、理解の促進につながるよう、市の広報誌やホームページなど、多様な媒体や機会を活用して周知を図る。また、制度の適切な利用に関する啓発や、相談窓口の周知に努める。 |
| 関係者に対する理解促進  | ・支援に携わる関係者が制度を正しく理解できるよう、関係者を対象とした勉強会の開催に努める。                                                    |

#### 基本目標2 成年後見制度を利用しやすい支援体制の整備

成年後見制度の利用のニーズが高まる中で、必要とする人が利用しやすい体制を整備することが重要です。

それぞれのニーズに応じて利用につなげられるよう、利用に係る費用の助成や成年後見人等の受任調整、幅広い権利擁護支援を行うための人材育成など、安心して制度利用ができる体制の整備に取り組めます。

##### 【行政・社会福祉協議会の取組】

| 取組の内容             |                                                                                 |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 成年後見制度の利用に係る費用の助成 | ・経済的に困窮している等の理由により成年後見制度を利用できない人を対象に、成年後見制度の利用支援事業を実施する。                        |
| 成年後見人等への支援・受任調整   | ・本人や親族の希望に寄り添った支援が行えるよう、後見人の受任調整及び後見人へのサポートを行う。                                 |
| 市長申立ての実施          | ・成年後見の申立てを行う親族がいない人については、市長による申立てを行う等、成年後見制度の利用を促進する。また、必要な手続きが円滑に行えるよう、支援に努める。 |
| 権利擁護支援の担い手の確保・育成  | ・多様な権利擁護支援のニーズに対応できるよう、市民後見人や法人後見の担い手の確保や育成、受任後も安心して後見業務を行うためのサポート体制の構築に努める。    |

### 基本目標3 地域連携ネットワークの構築

個々の権利擁護支援のニーズに対応するためには、司法、医療、福祉などの地域の関係機関とのネットワークの構築とともに、ネットワークが機能するための取組が求められます。

本市では、社会福祉協議会において中核機関を設置しています。今後はこの中核機関が中心となって既存のネットワークを活用した権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を推進し、様々な専門性を持った職種が連携できる体制をつくります。

#### 【行政・社会福祉協議会の取組】

| 取組の内容                   |                                                                                |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 地域連携ネットワークによる個々のニーズへの対応 | ・中核機関を中心として成年後見制度に関わる機関・団体との連携を強化し、制度を必要とする人の発見から適切な制度の利用まで、様々な専門職等による支援を実施する。 |



## 第6章 府中市再犯防止推進計画

### 1 計画策定の背景と趣旨

全国的に刑法犯の認知件数は減少傾向で推移している一方で、検挙人員に占める再犯者の割合は上昇傾向にあります。再犯者の中には、生活困窮や障害、複合的な課題を抱え福祉的な支援を必要としている人も多くいます。また、犯罪や非行をした人は出所後においても地域や社会とのつながりがなく、孤立してしまい、就労先や住まいがなく生活が成り立たなくなることが再犯の要因の一つとなっていることから、地域全体で社会復帰に向けて支援していくことが重要です。

国では、平成28年には「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、再犯を防止するための施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。平成29年12月には、再犯防止推進法に基づく、国としての「再犯防止推進計画（第一次）」が閣議決定され、令和5年3月には第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策のさらなる推進を図るため、「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

本市では、今後は地域共生社会の実現に向けて、過去に罪を犯してしまった人等が地域の一員として円滑に社会復帰できるよう、再犯防止を所管する法務省をはじめ関係機関や民間団体等との連携のもと支援を進めます。

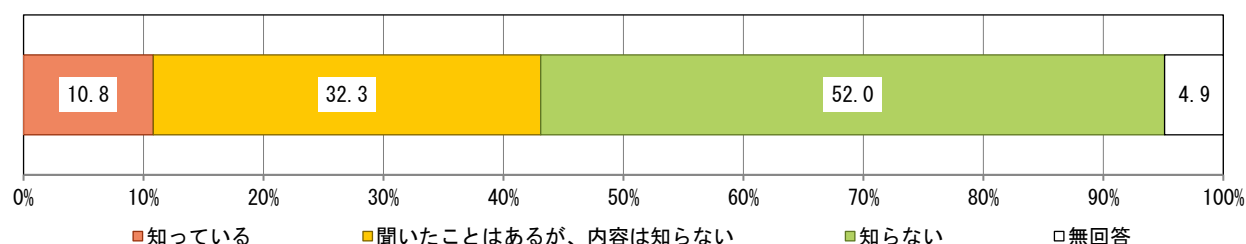
### 2 再犯防止に関する現状

#### (1)再犯防止の取組の認知度

再犯防止につながる取組である「社会を明るくする運動」の認知度について、「知っている」が10.8%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が32.3%、「知らない」が52.0%となっています。

#### 【社会を明るくする運動の認知状況】

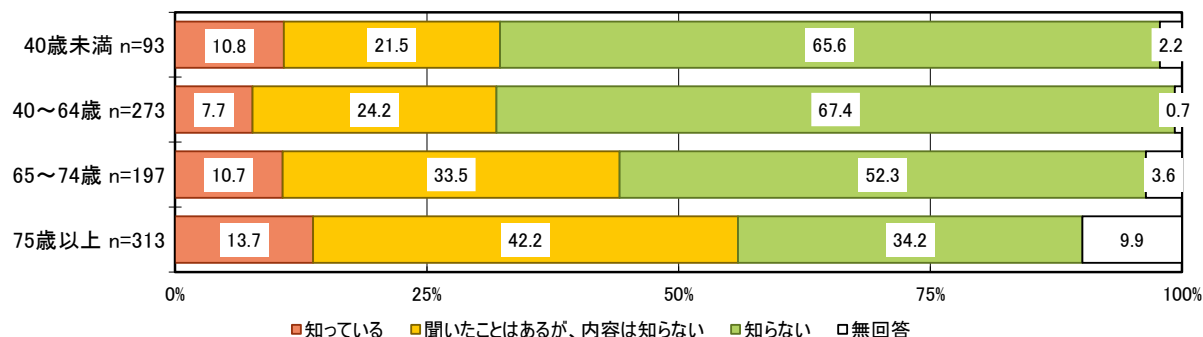
(SA) n=900





年代別に比較すると、40歳未満と40～64歳では「知らない」の割合が高くなっています。この年代は地域福祉活動へ関心のある割合も低くなっていることから、地域福祉の重要性とともに再犯防止の取組についても周知し、理解促進に取り組むことが重要です。

【社会を明るくする運動の認知状況×年代】



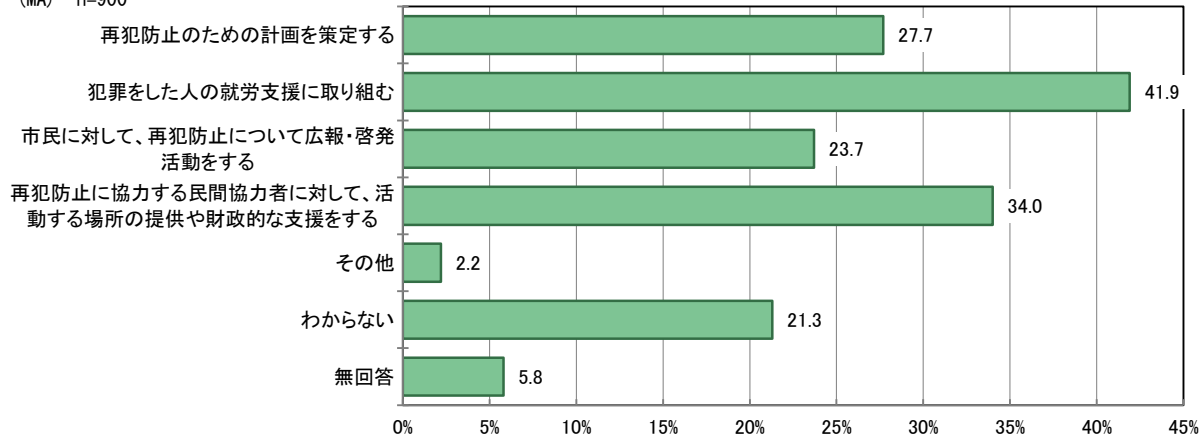
## (2)再犯防止への考え

再犯防止のために、行政が中心となって取り組むべきものについて、「犯罪をした人の就労支援に取り組む」が41.9%で最も高くなっています。次いで「再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする」が34.0%、「再犯防止のための計画を策定する」が27.7%で続いています。

犯罪や非行をした人が地域で自立した生活を送れるよう、様々な関係機関と連携しながら再犯防止に取り組むことが重要です。

【再犯防止のために、行政が中心となって取り組むべきもの】

(MA) n=900



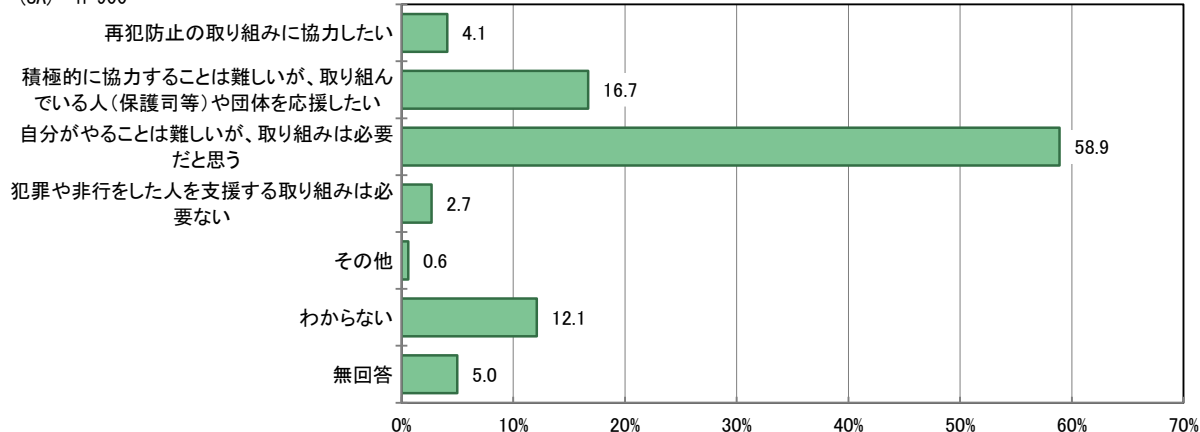
再犯防止の取組に対する考え方について、「自分がやることは難しいが、取組は必要だと思う」が58.9%で突出しています。「積極的に協力することは難しいが、取り組んでいる人（保護司等）や団体を応援したい」が16.7%、「わからない」が12.1%が続いています。

年代別に比較すると、40歳未満と40～64歳では認知度は低かったものの、取組を必要と感じている割合については他の年代と比較して大きな差はみられません。

取組の必要性を認識している割合は全体的に高くなっており、できることから協力する意識を育むことが重要です。

#### 【再犯防止の取組に対する考え】

(SA) n=900



#### 【再犯防止の取組に対する考え×年代】

|                                         | 40歳未満<br>n=93 | 40～64歳<br>n=273 | 65～74歳<br>n=197 | 75歳以上<br>n=313 |
|-----------------------------------------|---------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 再犯防止の取り組みに協力したい                         | 4.3           | 5.1             | 2.5             | 4.2            |
| 積極的に協力することは難しいが、取り組んでいる人（保護司等）や団体を応援したい | 16.1          | 16.8            | 19.8            | 14.4           |
| 自分がやることは難しいが、取り組みは必要だと思う                | 51.6          | 61.5            | 64.5            | 55.6           |
| 犯罪や非行をした人を支援する取り組みは必要ない                 | 6.5           | 3.7             | 1.5             | 1.6            |
| その他                                     | 2.2           | 0.7             | –               | 0.3            |
| わからない                                   | 19.4          | 9.9             | 7.6             | 15.0           |
| 無回答                                     | –             | 2.2             | 4.1             | 8.9            |

### 3 今後の方向性

#### 基本目標1 働く場や住まいの確保

令和4年度に刑務所に再び入所した人のうち、男性の約7割、女性の約8割が再犯時に無職となっています。また、満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、帰住先が確保されている出所者と比較して再犯までの期間が短くなっていることが明らかになっています。

犯罪や非行をした人が地域で自立して生活できるよう、継続的に就労できる場の確保や、安心して暮らせる住まいの確保に取り組むことが重要です。

##### 【市民・地域の取組】

| 取組の内容          |                                                                                    |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民・地域が取り組むこと   | ・ 民間事業主等は犯罪や非行をした人等の就労や住まいの確保などに協力する。                                              |
| 社会福祉協議会が取り組むこと | ・ 本人の特性や生活状況等を把握し、地域で安定した生活が送れるよう寄り添った支援を心掛けるとともに、本人の意向を聞きながら一緒に生活の場や就労の場の確保に取り組む。 |

##### 【行政の取組】

| 取組の内容          |                                                                                                                                                    |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就労支援の実施        | ・ 関係機関・団体等と連携しながら、犯罪や非行をした人の就労に向けた相談や各種支援を行う。また、就労後も継続して働けるよう、本人の意向や適性などを踏まえた支援を推進する。<br>・ 必要に応じて高齢者や女性の就職支援等を行う専門機関を活用しながら、刑務所を出所した人の求職中の就労支援を行う。 |
| 民間事業者への働きかけの実施 | ・ 事業主に対し、協力雇用主制度やトライアル雇用等を周知し、犯罪や非行をした人等の雇用に対する理解促進や不安の軽減を図る。                                                                                      |
| 住まいの確保         | ・ 住宅確保要配慮者に対する広島県居住支援協議会の家賃債務保証制度や住宅セーフティネット制度等を紹介するなどの取組により、刑務所出所後の住まいの確保に努める。<br>・ 犯罪や非行をした人で帰住先がない人に対して、市営住宅への入居について配慮する。                       |

## 基本目標2 福祉的な支援の充実

再犯者の中には高齢者や障害者、生活困窮者、依存症など、福祉的な支援を必要としている人も多くいます。

刑務所出所後、自立した生活のために適切な支援が必要な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健・医療・福祉の連携による重層的・包括的な支援に取り組むことが重要です。

### 【市民・地域の取組】

| 取組の内容          |                                                                                                                                                 |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民・地域が取り組むこと   | ・更生保護に携わる府中地区保護司会、府中地区更生保護女性会等の活動や“社会を明るくする運動”に関心を広げ、社会復帰を目指している人やそれを支援する活動に対して正しい知識と理解を持つ。                                                     |
| 社会福祉協議会が取り組むこと | ・ハローワーク等との連携を図り、働ける状態にありながらも経済的に困窮している人に対し、一体的な就労支援を実施する。<br>・犯罪や非行をした人及びその家族で、福祉に関する支援を必要とする場合には対象者の置かれた状況等を勘案しつつ、関係する行政窓口や専門機関と密接な連携を図って対応する。 |

### 【行政の取組】

| 取組の内容                  |                                                                                                                                                           |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 刑務所出所後の保健・医療・福祉サービスの実施 | ・過去に罪を犯してしまった高齢者または障害者等で自立した生活を営むことが困難な人等に対し、関係機関が連携して、必要な保健・医療・福祉サービスが速やかに提供される体制づくりに取り組む。                                                               |
| 依存症等を抱える人への支援          | ・依存症者やその疑いがある犯罪や非行をした人等の相談・支援にあたっては、医療機関及び依存からの回復に向けた支援活動を行う自助グループ等の各関係機関と連携し、支援の充実を図る。                                                                   |
| 関係機関との連携による見守り・支援      | ・地域における見守り支援の関係者に対し、支援に必要な情報提供を行い、関係者間の適切な連携が図られるよう努める。<br>・犯罪や非行をした人及びその家族で、福祉に関する支援を必要とする場合には対象者の置かれた状況等を勘案しつつ、社会福祉協議会をはじめ、関係する相談機関や専門機関と密接な連携を図って対応する。 |

### 基本目標3 青少年の健全育成及び非行の防止

青少年の非行の背景には、家庭環境や人間関係、貧困、虐待や発達に関する課題、いじめなど、様々な要因があると考えられます。

青少年の健全育成及び非行防止に向けて、早期の対応を図るとともに、非行を繰り返さないように、青少年の安心した居場所や公的な支援への相談ができる環境づくりに取り組む必要があります。

#### 【市民・地域の取組】

| 取組の内容          |                                                                                                                                                                                                            |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民・地域が取り組むこと   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・府中市青少年健全育成市民運動をはじめとする青少年健全育成活動に協力し、青少年の非行防止や家庭教育などに努める。</li> <li>・地域の子どもや青少年への見守り、関係づくりに努める。</li> <li>・いじめや虐待、ひきこもりなどの課題について、地域全体で課題の解決に向けた見守りや支援に取り組む。</li> </ul> |
| 社会福祉協議会が取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"> <li>・府中市青少年健全育成市民運動推進協議会を構成する関係機関等と連携し、子どもや青少年の居場所づくり、地域コミュニティへの参加等について、積極的な取組を進める。</li> <li>・日常生活に課題を抱える子どもや青少年及びその家族に対し、見守りや地縁団体等による支援を包括的に実施する。</li> </ul>           |

#### 【行政の取組】

| 取組の内容             |                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 青少年健全育成の推進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年育成府中市民会議及び県の活動と連携し、青少年の非行防止を支援・推進する。</li> <li>・薬物乱用防止や非行防止等の教育活動を、警察や民間活動団体の協力を得て実施する。</li> </ul>                                                                        |
| 家庭や学校での課題への対応     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールガード支援員等の心理・福祉・警察の専門チームの活用により、学校生活や家庭状況等に様々な悩みを抱える児童生徒やその家族、教職員等に対する相談支援や情報提供等の支援を行う。</li> </ul>                                                |
| 関係機関との連携による見守り・支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護観察対象の青少年について、保護観察所、保護司等の更生保護関係者と連携して立ち直りを支援する。</li> <li>・矯正施設等に入所し、その後、出所して復学する児童生徒がいる場合は、教育関係者とともにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールガード支援員等と連携し、適切に教育を受けられる環境を整える。</li> </ul> |

## 基本目標4 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

再犯防止の取組は、民間協力者による裾野の広い活動により支えられています。

アンケート調査では、再犯防止の取組に協力したいと思う割合は4.1%となっています。再犯防止の推進にあたっては、保護司や更生保護女性会、協力雇用主等様々な協力者の活動が重要となることから、これまでの民間協力者の活動を支援するとともに、新たな民間活動者の確保を図ることが必要です。

### 【市民・地域の取組】

| 取組の内容          |                                                                                                                                                         |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民・地域が取り組むこと   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・更生保護に携わる府中地区保護司会、府中地区更生保護女性会等の活動や“社会を明るくする運動”に関心を広げその活動に参加する。</li> <li>・再犯防止の取組の意義を理解し、自分にできることを考える。</li> </ul> |
| 社会福祉協議会が取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"> <li>・“社会を明るくする運動”と連動し、再犯防止活動を行う民間団体やボランティアなどを支援する。</li> <li>・民間協力者と各種支援団体とをつなぐコーディネートの機能を果たす。</li> </ul>             |

### 【行政の取組】

| 取組の内容           |                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 民間協力者への支援と確保・育成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・再犯防止に取り組む民間協力者を支援し、更生保護活動が活発になるよう努める。</li> <li>・保護司会等関係団体と連携し、民間協力者の確保・育成に努める。また、民間協力者が活動しやすくなるよう、関係団体等の意見を把握し、支援について検討を進める。</li> </ul>                                                                               |
| 再犯防止の活動の周知・啓発   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島法務少年支援センター、広島矯正管区更生支援企画課、広島地方検察庁刑事政策総合支援室等と連携し、再犯防止に関する情報やデータを収集するとともに、研修機会を拡げて再犯防止の現状を把握し、各種相談機関や相談窓口の広報・紹介に努める。</li> <li>・犯罪・非行防止及び犯罪や非行をした人たちの更生に関する市民の理解を促進するため、“社会を明るくする運動”や再犯防止啓発月間を通じた周知・啓発に取り組む。</li> </ul> |



## 第7章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画の基本理念及び基本目標を実現し、だれもが地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるために、市民や団体等が主体的に活動できるようそれぞれの役割や責務を認識しながら、相互に連携・協働していくことが重要です。

市民一人ひとりが地域福祉への理解と関心を深め、取組の企画、運営、評価改善まで積極的に参画し、市民・行政・企業・関係機関等がそれぞれの役割を果たしていく必要があります。

#### (1)市民の役割

地域福祉を推進していく力は、地域の担い手である市民です。一人ひとりが地域に対する理解と関心を深めていくとともに、自らができることを考え、主体的に福祉活動に参画することが求められます。市民一人ひとりが自主的な活動を行うことで、多くの交流が生まれ、ともに支え合い、助け合う地域づくりが可能となります。

また、他の団体や福祉・教育等の関係機関と連携・協力しながら、より一層地域福祉の推進に貢献することが期待されます。

#### (2)行政の役割

市民一人ひとりが地域福祉の担い手として、自主的かつ主体的に活動することができるよう支援する役割が求められます。

そのため、市民、ボランティア団体、社会福祉協議会等の関係機関や団体の役割を踏まえながら、保健・福祉・医療に加え、教育・まちづくり分野等との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

#### (3)社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進するための中核機関として、市民や各種団体等と協働するとともに、行政との調整役としての役割を担う必要があります。

社会福祉協議会の命題である「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり」のため、本計画及び年度毎の事業計画における取組を推進していきます。

## 2 計画の進行管理・評価

本計画の着実な推進を図るため、進捗状況の点検・評価を行うとともに、PDCA サイクルによる計画の推進を図ります。

PDCA サイクルとは、マネジメントサイクルのひとつで、計画（Plan）を立て、それを実施（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の改善（Action）を行う一連の流れのことです。本計画においては、PDCA サイクルを行うことで、計画の目標達成に向けた実効性を確保するとともに、地域福祉に係る取り組みの効果を検証し、必要な施策を行いながら進めていきます。



# 資料編

## 1 府中市地域福祉計画策定委員会設置要綱

### （目的）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、地域住民、地域団体等との協働により総合的な地域福祉の推進を図るための府中市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するに当たり、府中市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること
- (2) その他地域福祉計画の策定に必要な事項に関すること

### （組織）

第3条 策定委員会は、保健・医療及び福祉に関する見識を有する者のうちから、各分野の均衡に配慮して市長が任命した委員をもって組織する。

### （委員長及び副委員長）

第4条 策定委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長、副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。

### （会議）

第5条 策定委員会は、委員長が必要に応じ招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 3 策定委員会は、必要に応じ部会等を設けることができる。

### （守秘義務）

第6条 委員及び前条第2項により策定委員会に出席した者は、正当な理由なく、会議の内容、その他職務上知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。

### （庶務）

第7条 策定委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

### （委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

### （この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

## 2 地域福祉活動計画策定委員名簿

| 役 職  | 名 前    | 所 属                      |
|------|--------|--------------------------|
| 委員長  | 今川 智巳  | 社会福祉法人 静和会 理事長           |
| 副委員長 | 伊達 速人  | 府中市民生委員児童委員協議会 副会長       |
| 委員   | 仲地 律雄  | 府中市立湯が丘病院 名誉院長           |
|      | 吉原 純   | 社会福祉法人 静和会 たんぽぽ園保育所 園長   |
|      | 水主川 緑  | NPO 法人 府中ノアンテナ 代表        |
|      | 橘高 則行  | 府中市身体障害者福祉協会 会長          |
|      | 和田 達雄  | 府中市シルバー人材センター 常務理事       |
|      | 清水 仁一郎 | 社会福祉法人 府中市社会福祉協議会 地域福祉課長 |

### 3 第4次府中市地域福祉計画 策定経過

| 日 時                                        | 会 議 名 等                   | 内 容                                                                       |
|--------------------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年<br>5月31日（金）                           | 府中市地域福祉計画策定業務委託事業者選定審査会   | 公開型プロポーザル<br>2事業者から選定                                                     |
| 令和6年<br>7月9日（火）                            | 第1回府中市地域福祉計画策定ワーキンググループ会議 | ・計画の概要について<br>・策定に向けた調査票の検討<br>・現行計画の取組に対する評価について                         |
| 令和6年8月                                     | アンケート調査                   | 900人／2500人、18歳以上                                                          |
| 令和6年<br>10月1日（火）                           | 第1回府中市地域福祉計画策定委員会         | ・第3次計画総括<br>・アンケート調査結果について<br>・第4次計画骨子案について                               |
| 令和6年<br>10月30日（水）                          | 第2回府中市地域福祉計画策定ワーキンググループ会議 | ・第1回策定委員会報告<br>・計画の素案について                                                 |
| 令和6年<br>11月22日（金）                          | 団体ヒアリング調査                 | 5団体<br>・民生委員児童委員協議会<br>・社会福祉協議会<br>・町内会連合会<br>・府中地区保護司会<br>・NPO 法人府中ノアンテナ |
| 令和6年<br>12月17日（火）                          | 第2回府中市地域福祉計画策定委員会         | ・団体ヒアリング調査報告<br>・計画の素案について                                                |
| 令和6年<br>12月24日（火）                          | 府中市議会厚生委員会                | ・計画策定の進捗状況報告                                                              |
| 令和6年<br>12月25日（水）<br>～<br>令和7年<br>1月24日（金） | パブリックコメント（意見募集）の実施        |                                                                           |
| 令和7年<br>1月31日（金）                           | 第3回府中市地域福祉計画策定ワーキンググループ会議 | ・パブリックコメントについて<br>・計画最終案について                                              |
| 令和7年<br>3月17日（月）                           | 第3回府中市地域福祉計画策定委員会         | ・パブリックコメントについて<br>・計画の策定について                                              |
| 令和7年<br>3月末                                | 計画策定                      |                                                                           |

## 4 用語解説

| あ行               |                                                                                                                                                  |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ICT（あいしーていー）     | ICT（Information and Communication Technology）は「情報通信技術」の略であり、情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT（Information Technology）」に代わる言葉として使われている。                |
| アウトリーチ           | 「手を差し伸べること」という意味から派生し、支援が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をできない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。                                                             |
| アクセシビリティ         | 「利用しやすさ」を意味する言葉であり、年齢や障害の有無等に関わらず、すべての人が利用できる状態を示す。                                                                                              |
| インクルーシブスポーツ      | 障害や年齢、性別、文化的背景に関係なく誰もが平等に参加できるスポーツのこと。                                                                                                           |
| SNS（えすえぬえす）      | Social Networking Service の略称。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービスのこと。                                                                |
| か行               |                                                                                                                                                  |
| かけはし             | ひとりでものごとを決めることが不安な人に対し、契約を結ぶことにより、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続きやお金の管理のお手伝いをして、安心して暮らせるよう支援する事業。                                                         |
| 救急医療情報キット（命のバトン） | 独居世帯等で、必要な個人情報や医療情報、緊急連絡先等を記入した用紙等をプラスチック製の容器に入れ、その容器を冷蔵庫に日常的に保管しておくことにより、救急隊への受け応えが困難な場合等に、容器内の用紙に記載された医療情報等の内容を救急隊員が確認し、適切な処置が速やかに行われるようにするもの。 |
| 権利擁護             | 自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。                                                                         |
| 更生保護             | 罪を償い、再出発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ仕組みのこと。                                                                                               |
| コミュニティ・キッチン      | 地域住民同士が集まり、ともに料理を作り食べることを通じたコミュニケーションの創出を目的とした取組。                                                                                                |
| コミュニティ・スクール      | 学校と保護者や地域が様々な課題解決に参画し、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの成長を支えていくための仕組み。                                                                               |

| さ行            |                                                                                                                                                  |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害ボランティアセンター  | 災害時に被災地へ駆けつけるボランティアの方々を受け入れるための拠点。                                                                                                               |
| 再犯防止          | 罪を償い地域社会に戻った後に、福祉的な支援が得られない、安定した職や住まいが得られない等の理由により再び罪を犯してしまうことを防ぐための取組。                                                                          |
| 自主防災組織        | 地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき、町内会や自治体が母体となって自主的に結成する防災組織。                                                                                      |
| 社会福祉          | 国民の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として行われる社会的な方策または行動体系。                                                                                                      |
| 社会的孤立         | 本人の感情とは関係なしに、客観的に見て家族やコミュニティとほとんど接触がなく、他者とのつながりがいない状態。                                                                                           |
| 社会を明るくする運動    | 犯罪のない明るい社会をみんなで目指す全国的な運動のことで、地域住民が広く・自由に参加できる更生保護の取組。                                                                                            |
| シルバー人材センター    | 60歳以上の高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した臨時的、短期的な仕事を確保し、これらを提供することにより高齢者の就労機会の拡大と福祉の増進を図るとともに、長年の経験と能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした団体。                        |
| スクールカウンセラー    | 児童・生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることを目的に、学校に配置された臨床心理士などのこころの専門家のこと。                                                                     |
| スクールソーシャルワーカー | 児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題及び貧困に対応するため、教育分野及び社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて支援を行う、社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉の専門家のこと。                                  |
| スクールガード支援員    | 児童・生徒の不審者被害を防止するため、学校内外における見守り活動等を行うボランティア。                                                                                                      |
| 生活困窮者         | 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。地域福祉においてどのように早期に悩みを発見して支えていくかが課題となる。                                                                      |
| 成年後見制度        | 知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結したりした場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度。 |

| た行         |                                                                                                                           |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域活動支援センター | 障害者に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。障害者自立支援法に基づいて市町村が行う地域生活支援事業の一つ。                                      |
| 地域共生社会     | 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。 |
| 地域コミュニティ   | 日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。                            |
| 地域包括ケアシステム | 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される体制。                                            |
| 地域包括支援センター | 保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職員が高齢者に関する相談に応じ、地域で安心して暮らせるよう様々な機関と連携して生活支援を行う相談窓口。                                                |
| 地域防災リーダー   | 自主防災組織の活動が効果的に実践されるために必要な調整や誘導等を行う、地域の自主防災活動の中心となる人。                                                                      |
| 中核機関       | 成年後見制度を利用しやすくするために地域に設けられた窓口で、制度の周知・広報、相談、利用促進機能、後見人支援の4つの機能をもつこととされている。                                                  |
| 町内会        | 近隣、集落程度の範囲で、相互扶助や暮らしやすい地域をつくっていくため、人のつながりを基にした自主的に組織された任意団体。                                                              |
| な行         |                                                                                                                           |
| 認知症        | 正常に働いていた脳の機能が低下する病気。記憶障害から始まり、知的能力が脳の後天的な変化により著しく低下する。                                                                    |
| 認知症サポーター   | 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。                                                    |

| は行                      |                                                                                                                                                                   |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8050問題<br>(はちまるごまるもんだい) | 親が80代、子が50代を迎えたまま孤立し、生きることに行き詰る等して、これまで見えづらかった地域課題。                                                                                                               |
| バリアフリー                  | 高齢者、障害者、児童等が生活する上での障壁（バリアー）を取り除くという考え方。交通機関や家の設備等で取り入れられる観点となる。                                                                                                   |
| ひきこもり                   | 「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊等）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念」と定義されている。                                         |
| ピクトグラム                  | 絵文字、絵言葉のこと。図記号（graphic symbol）の一種である。表現対象である事物や情報から視覚イメージを抽出、抽象化し、文字以外のシンプルな図記号によって表したもの。                                                                         |
| 被災者生活サポート<br>ボランティアセンター | 災害の被災地などで地元の人に寄り添いながら、生活再建に向けた支援を行うボランティア活動を行う際に、関係機関との連携や情報収集などの拠点となる場所。                                                                                         |
| 避難行動要支援者<br>避難支援制度      | 災害時に、自力で避難することが困難な方に「避難行動要支援者」として登録していただき、その登録情報を地域支援者（町内会、自主防災組織、民生委員）、警察署、消防機関に提供し、安否確認や避難支援を行う制度。                                                              |
| 福祉避難所                   | 災害発生時に高齢者・障害者・妊産婦等特別な配慮を必要とする人（要配慮者）を受け入れる避難所。                                                                                                                    |
| 府中市子ども見守り<br>システム       | 福祉や教育機関が持つ子どもの情報をもとに、データ分析により未然に虐待等のリスクを把握し、予防的な支援を行う取組。広島県と連携して実施している。                                                                                           |
| プッシュ型                   | サービスや情報を提供する側から働きかけること。サービスや情報を受け取る側が主体的に行動するプル型と比較して、広く情報を周知することが可能となる。                                                                                          |
| ふるさと納税                  | ふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度。手続きをすると、所得税や住民税の還付・控除が受けられ、代わりに返礼品として自治体ごとの名産品等がもらえる仕組み。                                                                                   |
| フレイル                    | 加齢とともに運動機能や認知機能が低下してきた状態。要介護に至る前の状態と位置づけられ、日本老年医学会が frailty（虚弱）の訳として平成26年に提唱した語。                                                                                  |
| ヘルプマーク・<br>ヘルプカード       | ヘルプマークは東京都が平成24年から作製、配布しており、現在は全国的に利用されているマーク。内部障害や難病を抱える人、妊娠初期の人等、外見からはわかりづらいが援助や配慮を必要としている人が幅広く活用できる。ヘルプカードは障害者が災害時や日常生活の中で困ったときに提示し、必要な支援や配慮を周囲に求めるために携帯するカード。 |
| ボランティアセンター              | ボランティア活動の推進機関の総称。全国ボランティア活動振興センターをはじめ、社会福祉協議会や民間のボランティア団体等に設置されている。                                                                                               |

| ま行         |                                                                                 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 民生委員・児童委員  | 民生委員法・児童福祉法に基づき、地域福祉向上のために厚生労働大臣から委嘱されたボランティア。地域住民の相談を受け、解決のお手伝いをする。守秘義務がある。    |
| メンタルサポーター  | 悩んでいる人に気づき、声をかけ、必要な支援につなげたり見守りを行ったりする人のこと。                                      |
| や行         |                                                                                 |
| ヤングケアラー    | 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことで、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ることもある。 |
| ユニバーサルデザイン | 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わず、すべての人に利用しやすいように考えられたデザインのこと。                |





## 府中市地域福祉計画

～オール府中で支え合い、誰もがつながる地域づくり～

---

(発行) 府中市健康福祉部福祉課  
〒726-8601 広島県府中市府川町 315 番地  
TEL : 0847-44-9107